

平成9年9月1日 9社達第101号

旅客営業規則

2026年3月

しなの鉄道株式会社

第1編 総則

- 第1条 この規則の目的
- 第2条 適用範囲
- 第3条 用語の意義
- 第4条 消費税等の課税及び免税
- 第5条 運賃等前払の原則
- 第6条 契約の成立時期及び適用規定
- 第7条 旅客の運送等の制限又は停止
- 第8条 運行不能の場合の取扱い
- 第9条 営業キロの端数計算方法
- 第10条 期間の計算方法
- 第11条 乗車券類等に対する証明
- 第12条 旅客等の提示又は提出する書類

第2編 旅客営業

第1章 通則

- 第13条 乗車券類の購入及び所持
- 第14条 営業キロ
- 第15条 駅員無配置駅の旅客の取扱い

第2章 乗車券類の発売

第1節 通則

- 第16条 乗車券類の種類
- 第17条 乗車券類の発売箇所及び発売方法
- 第18条 乗車券類の発売範囲
- 第19条 乗車券類の発売日
- 第20条 乗車券類の発売時間及び発売区間
- 第21条 特別の乗車券類の発売

- 第 22 条 割引乗車券類の発売の制限
- 第 23 条 割引乗車券等の不正使用の場合の取扱い
- 第 24 条 割引証が無効となる場合及びこれを使用できない場合

第 2 節 普通乗車券の発売

- 第 25 条 普通乗車券の発売

第 3 節 定期乗車券の発売

- 第 26 条 通勤定期乗車券の発売
- 第 27 条 通学定期乗車券の発売
- 第 28 条 定期乗車券の一括発売

第 4 節 回数乗車券の発売

- 第 29 条 普通回数乗車券の発売

第 5 節 団体乗車券の発売

- 第 30 条 団体乗車券の発売
- 第 31 条 団体旅客の運送上の区分
- 第 32 条 団体旅客運送の申込
- 第 33 条 団体旅客運送の引受
- 第 34 条 責任人員及び保証金
- 第 35 条 一部区間不乗の団体乗車券の発売
- 第 36 条 団体旅客運送の申込人員の変更又は申込みの取消し等

第 6 節 貸切乗車券の発売

- 第 37 条 貸切乗車券の発売
- 第 38 条 貸切旅客運送の申込
- 第 39 条 貸切旅客運送の予約
- 第 40 条 貸切旅客に対する保証金等

第7節 急行券の発売

第41条

第8節 特別車両券の発売

第42条

第9節 座席指定券の発売

第43条

第3章 旅客運賃・料金

第1節 通則

第44条 旅客運賃・料金の種類

第45条 旅客運賃・料金計算上の営業キロの計算方

第46条 旅客の区分及びその旅客運賃・料金

第47条 小児の旅客運賃・料金

第48条 割引の旅客運賃・料金

第49条 旅客運賃・料金割引の重複適用の禁止

第50条 旅客運賃・料金の概算收受

第2節 普通旅客運賃

第51条 大人片道普通旅客運賃

第52条 乗継割引普通旅客運賃

第53条 往復普通旅客運賃

第3節 定期旅客運賃

第54条 大人定期旅客運賃

第55条 乗継割引定期旅客運賃

第56条 端数となる日数を附加して一括発売する場合の定期旅客運賃

第4節 回数旅客運賃

第57条 回数旅客運賃

第58条 通学用割引普通回数運賃

第5節 団体旅客運賃

第59条 団体旅客運賃

第60条 団体旅客運賃の計算方法

第61条 実際の乗車人員が責任人員に満たない場合の団体旅客運賃

第62条 団体旅客運賃を計算する場合の営業キロの通算

第6節 貸切旅客運賃

第63条

第7節 急行料金

第64条

第8節 特別車両料金

第65条

第9節 座席指定料金

第66条

第4章 乗車券類の効力

第1節 通則

第67条 乗車券類の使用条件

第68条 乗車券類の効力の特例

第69条 券面表示事項が不明又は不備の乗車券類

第70条 不乗区間に対する取扱い

第71条 有効期間の起算日

第72条 小児用乗車券類の効力の特例

第73条 乗車券類不正使用未遂の場合の取扱い

第2節 乗車券類の効力

- 第74条 有効期間
- 第75条 継続乗車
- 第76条 途中下車
- 第77条 割引普通回数券の効力
- 第78条 改氏名の場合の定期乗車券の書替
- 第79条 乗車券が前途無効となる場合
- 第80条 定期乗車券以外の乗車券が無効となる場合
- 第81条 定期乗車券が無効となる場合
- 第82条 学生用割引乗車券等の効力
- 第83条 通学定期乗車券等の効力

第3節 急行券の効力

- 第84条

第4節 特別車両券の効力

- 第85条

第5節 座席指定券の効力

- 第86条

第5章 乗車券類の様式

第1節 通則

- 第87条 乗車券類の表示事項
- 第88条 乗車券類の様式の変更
- 第89条 字模様の印刷
- 第90条 乗車券類の駅名等の表示方法
- 第91条 旅客運賃の割引等に対する表示

第2節 乗車券の様式

第1款 普通乗車券の様式

第92条 片道乗車券の様式

第93条 往復乗車券の様式

第2款 定期乗車券の様式

第94条 定期乗車券の様式

第3款 普通回数乗車券の様式

第95条 普通回数乗車券の様式

第4款 団体乗車券の様式

第96条 団体乗車券の様式

第5款 貸切乗車券の様式

第97条 貸切乗車券の様式

第6款 急行券の様式

第98条

第7款 特別車両券の様式

第99条

第8款 座席指定券の様式

第100条

第3節 特別補充券の様式

第101条 特別補充券の発行

第102条 特別補充券の様式

第6章 乗車券類の改札及び引渡し

第1節 通則

第103条 乗車券類の改札

第104条 乗車券類の引渡し

第2節 乗車券の改札及び引渡し

第105条 普通乗車券の改札及び引渡し

第106条 定期乗車券の改札及び引渡し

第107条 普通回数乗車券の改札及び引渡し

第108条 団体乗車券及び貸切乗車券の改札及び引渡し

第3節 急行券の改札及び引渡し

第109条

第4節 特別車両券の改札及び引渡し

第110条

第5節 座席指定券の改札及び引渡し

第111条

第112条 料金券の改札及び引渡し（削除）

第7章 乗車変更等の取扱い

第1節 通則

第113条 乗車変更等の取扱箇所

第114条 払いもどし請求権行使の期限

第115条 乗車変更をした乗車券類について旅客運賃・料金の収受又は払いもどしをする
場合の既収額

第2節 乗車変更の取扱い

第1款 通則

第116条 乗車変更の種類

第117条 乗車変更の取扱範囲

第118条 割引乗車券等を所持する旅客に対する乗車変更の取扱制限

第119条 乗車変更の取扱いをした場合の乗車券の有効期間

第120条 別途乗車

第2款 旅行開始前又は使用開始前の乗車変更の取扱い

第121条 乗車券類変更

第3款 旅行開始後又は使用開始後の乗車変更の取扱い

第122条 区間変更

第123条 団体乗車券変更

第3節 旅客の特殊取扱

第1款 通則

第124条 旅客運賃の払いもどしに伴う割引証等の返還

第125条 旅客運賃の払いもどしをしない場合

第126条 払いもどし手数料

第2款 乗車券類の無札及び無効

第127条 乗車券の無札及び不正使用の旅客に対する旅客運賃・増運賃の收受

第128条 定期乗車券等の不正使用旅客に対する旅客運賃の收受

第 129 条 乗車駅が不明の場合の旅客運賃及び増運賃等の計算方法

第 130 条 料金券の無札及び不正使用の旅客に対する料金・増料金の収受

第 3 款 乗車券類の紛失

第 131 条 乗車券類紛失の場合の取扱い

第 132 条 再収受した旅客運賃・料金の払いもどし

第 133 条 団体乗車券又は貸切乗車券紛失の場合の取扱い

第 4 款 任意による旅行の取りやめ

第 134 条 旅行開始前の普通旅客運賃の払いもどし

第 135 条 旅行開始前の定期旅客運賃及び回数旅客運賃の払いもどし

第 136 条 旅行開始前の団体旅客運賃及び貸切旅客運賃の払いもどし

第 137 条 旅行開始後又は使用開始後の旅客運賃・料金の払いもどし

第 138 条 定期乗車券使用開始後の旅客運賃の払いもどし

第 139 条 普通回数乗車券使用開始後の旅客運賃の払いもどし

第 140 条 旅行中止による有効期間の延長及び旅客運賃の払いもどし

第 141 条 傷い疾病等の場合の証明

第 142 条 有効期間の延長及び旅客運賃の払いもどしの特例

第 5 款 運行不能及び遅延

第 143 条 列車の運行不能又は遅延等の場合の取扱い

第 144 条 旅行中止による旅客運賃・料金の払いもどし

第 145 条 有効期間の延長

第 146 条 無賃送還の取扱い

第 147 条 旅客運賃・料金の払いもどし駅

第 148 条 不通区間の別途旅行の取扱い

第 149 条 定期乗車券若しくは回数乗車券の有効期間の延長又は旅客運賃の払いもどし

第 6 款 誤乗及び誤購入

第 150 条 誤乗区間の無賃送還

第 151 条 誤乗区間無賃送還の取扱い

第 152 条 乗車券類の誤購入の場合の取扱い

第8章 入場券

- 第 153 条 入場券の発売
- 第 154 条 入場券の種類及び料金
- 第 155 条 入場券の効力
- 第 156 条 入場券が無効となる場合
- 第 157 条 入場券の様式
- 第 158 条 入場券の改札及び引渡し
- 第 159 条 無札入場者
- 第 160 条 入場料金の払いもどし

第9章 手回り品

- 第 161 条 手回り品及び持込禁制品
- 第 162 条 無料手回り品
- 第 163 条 有料手回り品及び手回り品料金
- 第 164 条 手回り品切符
- 第 165 条 手回り品切符の効力
- 第 166 条 持込禁制品又は制限外手回り品を持ち込んだ場合の処置
- 第 167 条 持込禁制品を持ち込もうとした場合の処置
- 第 168 条 旅客運送の伴わない物品を持ち込んだ場合の処置
- 第 169 条 手回り品の保管

第10章 携帯品の一時預り

- 第 170 条 一時預りの取扱駅・取扱範囲及び取扱時間
- 第 171 条 種類及び性質の申出
- 第 172 条 一時預り料
- 第 173 条 一時預り切符
- 第 174 条 一時預り期間
- 第 175 条 一時預り品の引渡し

附則

別表1 駅間営業キロ

別表2 割引の旅客運賃の種類、発売条件、割引率等

別表3 旅客運賃（営業キロ別運賃、普通旅客運賃、通勤定期旅客運賃、通学定期旅客運賃）

別表4 危険品

別表5 一時預り料

第1編 総則

(この規則の目的)

第1条 この規則は、しなの鉄道株式会社（以下「当社」という。）における旅客の運送及びこれに附帯する入場券の発売、携帯品の一時預り（以下これらを「旅客運送等」という。）について合理的な取扱方を定め、もって利用者の利便と事業の能率的な遂行を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 当社線に係る旅客運送等については、別に当社が定める場合を除いて、この規則を適用する。

(用語の意義)

第3条 この規則におけるおもな用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「当社線」とは、当社の経営する鉄道線をいう。
- (2) 「旅客鉄道会社線」とは、当社と連絡運輸の取扱いを行う旅客鉄道会社の経営する鉄道線をいう。
- (3) 「連絡会社」とは、当社と連絡運輸の取扱いを行う旅客鉄道会社以外の運輸機関をいう。
- (4) 「連絡会社線」とは、当社と連絡運輸の取扱いを行う連絡会社の経営する鉄道線をいう。
- (5) 「駅」とは、旅客の取扱いをする停車場をいう。ただし、乗車券類の取扱いについていう場合は、駅員を配置している時間帯における停車場をいう。
- (6) 「駅員無配置駅」とは、駅員を配置していない駅をいう。（営業時間により駅員が無配置となる駅を含む。）
- (7) 「列車」とは、旅客運送を行う列車をいう。
- (8) 「運賃等」とは、運賃及び旅客運送等に係る対価をいう。
- (9) 「乗車券類」とは、乗車券、急行券、特別車両券、及び座席指定券をいう。
- (10) 「旅行開始」とは、旅客が旅行を開始する駅において、乗車券の改札を受けて入場することをいう。ただし、駅員無配置駅から旅客が乗車する場合においては、その列車に乗車することをいう。

(消費税等の課税及び免税)

第4条 この規則に規定する運賃等については、消費税法(昭和63年法律第108号)の定めによる消費税相当額及び地方税法(昭和25年法律第226号)の定めによる地方消費税相当額を含んだ額とする。

- 2 消費税等が免除される場合の運賃等は前項の額に110分の100を乗じ、1円未満の端数を1円単位に切り上げた額とする。

(運賃等前払の原則)

第5条 旅客等が旅客運送等の契約の申込を行おうとする場合、旅客等は現金をもって、所定の運賃等を提供するものとする。ただし、当社が特に定める場合は後払とすることができる。

- 2 旅客等は、前項の規定にかかわらず、運賃・料金について、当社において特に認めた場合は、小切手、定額小為替証書、普通為替証書又は払出証書によっても支払うことができる。

(契約の成立時期及び適用規定)

第6条 旅客の運送等の契約は、その成立について別段の意思表示があった場合を除き、旅客等が所定の運賃等を支払い、乗車券類及び入場券等その契約に関する証票の交付を受けた時に成立する。

- 2 前項の規定によって契約が成立した時以後における取扱いは、別段の定めをする場合を除き、当該契約が成立した時の規定によるものとする。

(旅客の運送等の制限又は停止)

第7条 旅客の運送等の円滑な遂行を確保するため必要があるときは、次の各号に掲げる制限又は停止をすることがある。

- (1) 乗車券類及び入場券等の発売駅・発売枚数・発売時間・発売方法の制限又は発売の停止
- (2) 乗車区間・乗車方法・入場方法又は乗車する列車の制限
- (3) 手回り品の長さ・容積・重量・個数・品目・持込区間又は持込の列車等の制限
- (4) 一時預り品の長さ・容積・重量・個数・品目・取扱時間の制限又は取扱いの停止

- 2 前項の制限又は停止をする場合は、その旨を関係駅に掲示する。

(運行不能の場合の取扱い)

第8条 列車の運行が不能となった場合は、不通区間内の駅が着駅となる旅客又は不通区間を通過しなければならない旅客の取扱いをしない。ただし、運輸上支障のない場合で、かつ、旅客が次の各号に掲げる条件を承諾するときは、乗車券類を発売することがある。

- (1) 不通区間については、任意に旅行する。
- (2) 不通区間に対する旅客運賃の払いもどしの請求をしない。

2 列車の運行が不能となった場合であっても、当社において自動車等の運輸機関の利用又はその他の方法によって連絡の措置をして、その旨を関係駅に掲示したときは、その不通区間は開通したものとみなして、旅客の取扱いをする。

(営業キロの端数計算方法)

第9条 営業キロを計算する場合の1キロメートル未満の端数は、1キロメートルに切り上げる。

(期間の計算方法)

第10条 期間の計算をする場合は、その初日は時間の長短にかかわらず、1日として計算する。一時預り品の引渡しの日についても同じとする。

(乗車券類等に対する証明)

第11条 当社において、乗車券類等、旅客の運送等の契約に関する証票に証明を行う場合は、当該証票にその証明事項を記入し、相当の証印を押す。なお、改元等に伴い、不要となった乗車券類等の旧元号の表記については、訂正を要する原記載文字に明読できるよう2本線を引き、訂正箇所を平成9年9月1日(9社達第102号)示達に係る旅客営業取扱規程第13条の規定による証明の取扱いをするものとする。

(旅客等の提示又は提出する書類)

第12条 旅客の運送等の契約に関して、旅客等が当社に提示又は提出する書類は、墨、インキ又はボールペンにより記載し、かつ、特に定めるものについては、これに証印を押すものとする。

2 旅客等は、前項の規定による書類の記載事項の一部を訂正した場合は、その訂正箇所に、相当の証印を押すものとする。

第2編 旅客営業

第1章 通則

(乗車券類の購入及び所持)

第13条 列車に乗車する旅客は、その乗車する列車に有効な乗車券類を購入し、これを所持しなければならない。ただし、当社において特に指定する列車の場合で、乗車後乗務員の請求に応じて所定の運賃等を支払うときは、この限りでない。

2 前項の規定によるほか、旅客が、急行列車に乗車する場合、列車の特別の施設を使用する場合又は列車の指定席を使用する場合は、次の各号に定めるところにより、その乗車に有効な乗車券類を購入し、これを所持しなければならない。

(1) 急行列車に乗車するときは、急行券

(2) 特別車両に乗車するときは、特別車両券

(3) 当社が特に指定席として定めた列車の座席を使用するときは、座席指定券

3 全車両指定制の列車に乗車する旅客は、当該列車に有効な乗車券類を購入し、これを所持しなければならない。

4 前各項の規定にかかわらず、駅員無配置駅（自動券売機設置駅を除く。）から乗車する旅客又は係員の承諾を得て乗車券を購入しないで乗車した旅客は、乗車後において、直ちに相当の乗車券類を購入するものとする。

(営業キロ)

第14条 旅客運賃の計算その他の旅客運送の条件をキロメートルをもって定める場合においては、営業キロによるものとし、各駅間の営業キロは別表1に定めるとおりとする。

2 前項の営業キロは、旅客が乗車する発着区間に対する駅間のキロ数による。

(駅員無配置駅の旅客の取扱方)

第15条 駅員無配置駅から乗車する旅客の取扱いは、列車の乗務員が行うものとする。

(乗車券類の発売範囲)

第 18 条 駅において発売する乗車券類は、当該駅から有効なものに限り発売する。ただし、次の各号に掲げる場合においては、他の駅から有効な乗車券類を発売することがある。

- (1) 駅員無配置駅から有効となる普通乗車券、定期乗車券又は普通回数乗車券を当該駅員無配置駅に隣接する駅員配置駅において発売する場合
- (2) 団体乗車券又は貸切乗車券を発売する場合

2 車内において発売する乗車券類は、旅客の当該乗車に有効な普通乗車券及び旅客の乗車した列車等に有効なものに限って発売する。ただし、前途の列車についても有効な普通乗車券を発売することがある。

(乗車券類の発売日)

第 19 条 乗車券類は、発売当日から有効となるものを発売する。ただし、次の各号に掲げる乗車券類は、当該各号に定めるところによって発売する。

- (1) 定期乗車券 有効期間の開始日の 7 前日から発売する。
- (2) 団体乗車券 運送引受け後であって、旅客の始発駅出発日の 1 箇月前の日から発売する。

(乗車券類の発売時間及び発売区間)

第 20 条 駅において発売する乗車券類の発売時間及び発売区間については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 発売時間については、その駅に発着する始発列車の乗車に必要な時刻から終発列車の発車時刻までとする。
- (2) 前号の規定にかかわらず、乗車券類の種類別の発売時間については、別に定めることがある。
- (3) 発売区間については、前各号に規定する発売時間内において、旅客の希望する区間の乗車券類を発売する。

(特別の乗車券類の発売)

第 21 条 当社が特に必要と認める場合においては、特別の運送条件を定めて、普通乗車券、普通回数乗車券、団体乗車券及び急行券、特別車両券、座席指定券を発売することがある。

2 前項の規定によって乗車券を発売する場合は、旅客が特定される場合を除いて、発売駅、発売区間、発売期間等をその都度関係駅に掲示する。

(割引乗車券類の発売の制限)

第 22 条 旅客運賃割引証によって発売する割引乗車券は、旅客が駅員無配置駅から乗車する場合を除き旅行開始前に限って発売する。

(割引乗車券等の不正使用の場合の取扱い)

第 23 条 旅客運賃割引証によって購入した割引乗車券、旅客運賃割引証又は通学定期乗車券若しくは第 83 条に規定する通学証明書又は第 83 条第 1 項第 2 号に規定する通学定期乗車券購入兼用の証明書を使用資格者が不正使用し、又は使用資格者以外の者に使用させた場合には、その使用資格者に対して、これらの乗車券の発売を停止することがある。

(割引証が無効となる場合及びこれを使用できない場合)

第 24 条 旅客運賃割引証は、次の各号の 1 に該当する場合は、無効として回収する。

- (1) 記載事項が不明となったものを使用したとき。
- (2) 表示事項をぬり消し、又は改変したものを使用したとき。
- (3) 有効期間を経過したものを使用したとき。
- (4) 有効期間内であっても使用資格を失った者が使用したとき。
- (5) 記名人以外の者が使用したとき。

2 旅客運賃割引証は、次の各号の 1 に該当する場合は、使用することができない。

- (1) 発行者が記入しなければならない事項が記入されていないもの及び発行者又は使用者が必要な箇所に押印していないもの。
- (2) 記入事項を訂正した場合で、これに相当の証印のないもの。

第 2 節 普通乗車券の発売

(普通乗車券の発売)

第 25 条 旅客が、列車に乗車する場合においては、普通旅客運賃計算経路の連続した区間を 1 回乗車する場合に普通乗車券を発売する。

- (2) 削除
- (3)

第 3 節 定期乗車券の発売

(通勤定期乗車券の発売)

第 26 条 旅客が、区間を同じくして乗車する場合において、別に定める定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出したときは、1 箇月、3 箇月又は 6 箇月間有効の通勤定期乗車券を発売する。

(通学定期乗車券の発売)

第 27 条 東日本旅客鉄道株式会社学校及び救護施設指定取扱規則第 2 条に規定する施設（以下「指定学校」という。）の学生（第 45 条第 4 項別表 2 に規定する学生を除く。以下この条において同じ。）、生徒、児童又は幼児が、通学のため区間を同じくして乗車する場合で、その在籍する指定学校代表者において必要事項を記入して発行した別に定める通学証明書を提出したとき又は第 75 条第 1 項第 2 号に規定する通学定期乗車券購入兼用の証明書を呈示し、かつ定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出したときは、旅客の居住地もより駅と在籍する指定学校（通信による教育を行う学校にあっては、面接授業又は試験会場を含む。）もより駅との相互間について、1 箇月、3 箇月又は 6 箇月有効の通学定期乗車券を発売する。

2 通学証明書の有効期間は、発行の日から 1 箇月間とする。ただし、東日本旅客鉄道株式会社学校及び救護施設指定取扱規則第 15 条第 3 項及び第 8 項の規定による有効期間の開始日又は有効期限の表示のあるものは、その期間内の日を通学定期乗車券の有効期間の開始日とする場合に限る。

3 指定学校の学生、生徒若しくは児童が、実習のため実習場等まで乗車する場合において、当社が必要と認めたときは、第 1 項の規定に準じて通学定期乗車券を発売する。

(定期乗車券の一括発売)

第 28 条 前 2 条の規定により定期乗車券を発売する場合は、別に定めるところにより、これを一括して発売することがある。

2 前項の規定により定期乗車券を発売する場合で、当該定期乗車券の有効期限を一定にする必要があるときは、別に定めるところにより、当該定期乗車券の所定の有効期間に端数となる日数を付加して発売することがある。

第 4 節 普通回数乗車券の発売

(普通回数乗車券の発売)

第 29 条 指定学校のうち、次の各号に定める通信による教育を行う学校の学生、生徒が、面接授業又は試験のため、当該指定学校（通信による教育を行う学校にあっては、面接授業又は試験会場を含む。）のもより駅までの区間を、区間及び経路を同じくして順路によって乗車する場合で、その在籍する指定学校の代表者において必要事項を記入して発行した旅客運賃割引証を提出したときは、当該区間に有効な 11 券片の通学用割引普通回数乗車券を発売する。

- (1) 放送大学学園法（平成 14 年法律第 156 号）第 4 条の規定により設置された大学の学生
- (2) 通信教育を行う高等学校の生徒

- 2 第1項に規定するほか、別に定めるところにより、前項に掲げる区間に対して、当該区間に有効な11券片の割引の普通回数乗車券を発売することがある。

第5節 団体乗車券の発売

(団体乗車券の発売)

第30条 一団となった旅客の全員が、発着駅を同じくし、その全行程を同一の人員で旅行する場合であって、次の各号の1に該当し、かつ、当社が団体として運送の引受けをしたものに対しては団体乗車券を発売する。

- (1) 学生団体 次の1に該当する者（以下「学生等」という。）が8人以上とその付添人、当該学校等施設の教職員（嘱託の医師及び看護師を含む。以下同じ。）又は同行する旅行者とによって構成された団体で、当該学校等施設の教職員が引率するもの。ただし、へき地教育振興法（昭和29年法律第143号）第2条に規定するへき地学校で市町村教育委員会が証明したものの生徒又は児童の場合は、その人員が8人未満のときであっても、この取扱いをする。

ア 指定学校の学生・生徒・児童又は幼児

イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に規定する保育所の児童

- (2) 普通団体 前号以外の旅客によって構成された8人以上の団体で、責任のある代表者が引率するもの

2 前項第1号に規定する付添人は、大人とし、次の各号の1に該当する場合に限るものとし、その人員はその旅客1人につき1人とする。

- (1) 幼稚園の幼児、保育所の児童又は小学校第3学年以下の児童であるとき。
(2) 障害又は虚弱のため、当社において付添を必要と認めるとき。

3 第1項第1号に規定する旅行者は、当該団体を構成する人員（旅行者を含む。）が100人までごとに1人とする。

4 旅行目的、旅客の資格その他特別の運送条件を定めた団体旅客に対して特殊取扱い、団体乗車券を発売することがある。

(団体旅客の運送上の区分)

第31条 団体旅客に対しては、前条の規定によるほか、次の各号の区分にしたがって運送の引受けを行い、団体乗車券を発売する。

(1) 利用列車による区分

ア 専用臨時列車を利用する団体

行程の全区間又は一部区間を当該団体だけのために設定した臨時列車（以下「専用臨時列車」という。）を利用する団体

イ ア 以外の列車を利用する団体

定期列車又は専用臨時列車以外の臨時列車を利用する団体

(2) 大口、小口による区分

ア 大口団体

前号アに定める専用臨時列車を一口の団体だけで利用する場合の団体旅客

イ 小口団体

ア以外の団体であって、当該団体の構成人員によって、次により区分する。

(ア) A小口団体

31人以上の人員によって構成された団体旅客

(イ) B小口団体

8人以上30人までの人員によって構成された団体旅客

(団体旅客運送の申込)

第32条 第30条の規定により団体乗車券を購入しようとする旅客は、次の各号に掲げる期間に、その人員、行程、乗車する列車その他必要事項を記載した別に定める団体旅行申込書（兼変更・取消申込書）を提出して、団体旅客運送の申込みを行うものとする。また、運輸上支障がないと認められる場合は、当該各号に定める期間外においても、運送の申込みを受け付けることがある。

(1) 大口団体にあつては、当該団体の始発駅出発日の属する月の9箇月前の日から2箇月前の日まで。

(2) 前項以外の団体にあつては、当該団体の始発駅出発日の属する月の9箇月前の日から14日前の日まで。

2 団体旅客運送の申込者は、次の各号に掲げる団体区分ごとに、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 学生団体 市町村教育委員会の教育長又は学校長（保育所等の代表者を含む。以下この号において同じ。）。ただし、数校連合の場合で、学校長が申し込むときは、各学校長連名とし、代表学校長名を明示するものとする。

(2) 普通団体 当該団体の代表者、申込責任者又は旅行者

(団体旅客運送の引受)

第 33 条 旅客から前条の規定による団体旅客運送の申込みを受けた場合においては、運輸上支障がない限り、当該団体旅客運送の引受けをする。

- 2 前項の規定により団体旅客運送の引受けをする場合は、乗車する列車を指定して運送の引受けをする。
- 3 前条の規定によって提出された団体旅行申込書に引受けをした旨を記載し、当該団体の申込者に交付する。

(責任人員及び保証金)

第 34 条 次の各号に掲げる団体旅客については、責任人員を附し、保証金を収受することを条件として運送の引受けを行う。

- (1) 臨時列車の設定又は客車を増結して運送する団体
- (2) その他当社が特別の手配をして運送する団体
- 2 前項の規定による責任人員は、申込人員（大人と小児との混合の団体旅客の場合にあっては、それぞれの申込人員）の 9 割に相当する人員（その人員は大人とし、1 人未満の端数が生じたときは、大人と小児とをそれぞれに切り捨てた人員。）とし、当社の責めに帰する事由による場合を除き、実際の乗車人員が責任人員に満たないときであっても、行程の全区間に対し、責任人員に相当する団体旅客運賃を収受することを条件とするものとする。
- 3 第 1 項の規定による保証金は、団体旅客運送引受けの内容に従って計算した団体旅客運賃の 1 割に相当する額（その額に 100 円未満の端数が生じたときは、これを 100 円に切り上げた額。）とし、当社の責めに帰する事由による場合を除き、団体旅客運送の申込みを取り消したときは、これを返還しないことを条件として、次の各号に定めるところによって取り扱うものとする。
 - (1) 保証金は、当該団体旅客が団体乗車券を購入する駅に指定した期日までに納付させることとし、その期日までに納付しない場合においては、当該団体旅客運送の申込みを取消したものとみなす。
 - (2) 当社の責めに帰する事由により、当該団体旅客運送の申込みを取消したときは、納付した保証金相当額を返還する。
 - (3) 保証金は、団体乗車券発売の際、団体旅客運賃の一部に充当する。この場合において、保証金が団体旅客運賃を上回る場合にあっては、その上回る額は返還しない。
 - (4) 納付された保証金には、利子を附さない。

(一部区間不乗の団体乗車券の発売)

第 35 条 旅行行程中の一部区間を乗車しない団体旅客に対し、当社において特に承諾した場合は、当該区間を通した団体乗車券を発売することがある。ただし、この場合、団体旅客運送申込の際に、その区間を明示するものとする。

(団体旅客運送の申込人員の変更又は申込みの取消し等)

第 36 条 団体旅客運送の申込者は、運送引受後、旅行開始前に申込人員又は一部の行程の取消しその他取扱条件を変更する場合は、次の各号に定める手続きを行いその変更を申し出るものとする。ただし、運輸上支障がある場合は、変更の取扱いをしないことがある。

(1) 団体乗車券の購入前に変更する場合には、当該団体旅行申込書（兼変更・取消申込書）に変更・取消内容を記入して提出する。

(2) 団体乗車券の購入後に変更する場合は、当該団体乗車券を呈示する。

2 団体旅客運送の引受後、旅客の申出により団体旅客運送の変更又はその申込みの取消しの承諾を行う場合は、第 34 条に規定する条件を附した団体については、次の各号に定めるところによって取り扱うものとする。

(1) 申込人員その他の変更により責任人員及び保証金に増減がある場合は、次による。

ア 当社の責めに帰する事由により変更する場合で、責任人員及び保証金が減少するときは、これらを変更する。

イ ア以外の場合は、責任人員及び保証金を変更しない。

(2) 団体乗車券の購入前に申込みを取り消す場合は、当社の責めに帰する事由により申込みを取り消す場合を除き、すでに収受した保証金を返還しない。

3 団体旅客運送の引受後、申込人員の変更の取扱いをする場合で、これによって取扱条件を異にするときは、前項に規定するものを除き、変更後の人員によって当該団体が構成されるものとして取り扱うものとする。

第 6 節 貸切乗車券の発売

(貸切乗車券の発売)

第 37 条 旅客が列車を単位として貸し切る場合にあつて、かつ、当社が貸切として運送の引受けをしたものに対しては、貸切乗車券を発売する。

(貸切旅客運送の申込)

第 38 条 前条の規定により貸切乗車券を購入しようとする者は、あらかじめ、その人員・行程その他輸送計画に必要な事項を記載した貸切旅行申込書を提出して、貸切旅客運送の申込を行うものとする。

- 2 貸切旅行申込書は、第 32 条第 1 項に規定する団体旅行申込書の「団体」の文字を「貸切」と訂正して使用する。

(貸切旅客運送の予約)

第 39 条 旅客から、前条の規定による貸切旅客運送の申込を受けた場合で、当社において運輸上支障がないと認めるときは、当該貸切旅客運送の引受をする。

- 2 前項の規定により貸切旅客運送の引受をしたときは、その申込人に、第 33 条第 3 項に規定する団体旅行引受書の「団体」の文字を「貸切」と訂正する外、貸切旅客運送の引受に関する必要事項を加除訂正した貸切旅行引受書を交付する。

(貸切旅客に対する保証金等)

第 40 条 保証金は、列車貸切の包括販売額の 2 割に相当する額（100 円未満の端数は 100 円単位に切り上げる。）を収受するものとする。

第 7 節 急行券の発売

第 41 条 別途、定める。

第 8 節 特別車両券の発売

第 42 条 別途、定める。

第 9 節 座席指定券の発売

第 43 条 別途、定める。

第3章 旅客運賃・料金

第1節 通則

(旅客運賃・料金の種類)

第44条 旅客運賃の種類は、乗車券の種類に応じて、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 旅客運賃

ア 普通旅客運賃 片道普通旅客運賃

イ 定期旅客運賃 { 通勤定期旅客運賃
通学定期旅客運賃

ウ 回数旅客運賃 普通回数旅客運賃

エ 団体旅客運賃

オ 貸切旅客運賃

(2) 急行料金

(3) 特別車両料金

(4) 座席指定料金

(旅客運賃・料金計算上の営業キロの計算方)

第45条 営業キロを使用して旅客運賃・料金を計算する場合は、線路が同一方向に連続する場合に限り、発着区間の営業キロを通算して計算する。

(旅客の区分及びその旅客運賃・料金)

第46条 旅客運賃・料金は、次の各号に掲げる年齢別の旅客の区分によって、この規則の定めるところによりその旅客運賃・料金を収受する。

- (1) 大人 12才以上の者
- (2) 小児 6才以上12才未満の者
- (3) 幼児 1才以上 6才未満の者
- (4) 乳児 1才未満の者

2 前項の規定による幼児又は乳児であっても、次の各号の1に該当する場合においては、これを小児とみなし旅客運賃・料金を収受する。

- (1) 幼児が幼児だけで旅行するとき。
- (2) 幼児が、乗車券を所持する6才以上の旅客(団体旅客を除く。)に2人を超えて随伴されて旅行するとき。ただし、2人を超えた者だけ小児とみなす。
- (3) 幼児が、団体旅客として旅行するとき又は団体旅客に随伴されて旅行するとき。

(4) 幼児又は乳児が、当社が確保した座席を使用して旅行するとき。

3 前項の場合のほか、幼児又は乳児に対しては、旅客運賃・料金を収受しない。

(小児の旅客運賃・料金)

第 47 条 小児の片道普通旅客運賃、定期旅客運賃又は料金は、次条に規定する場合を除いて、大人の片道普通旅客運賃、定期旅客運賃又は料金の 2 分の 1 の額とし、10 円未満の端数を切り上げて 10 円単位とした額（以下この方法を「端数計算」という。）とする。

(割引の旅客運賃・料金)

第 48 条 割引の旅客運賃・料金は、別に定める場合を除き、大人又は小児の旅客運賃・料金から割引額を差し引いて端数計算した額とする。

2 (削除)

3 (削除)

4 割引の旅客運賃・料金の種類、発売条件及び割引率等は、別表 2 のとおりとする。

(旅客運賃・料金割引の重複適用の禁止)

第 49 条 旅客は、旅客運賃・料金について 2 以上の割引条件に該当する場合であっても、同一の乗車券類について、重複して旅客運賃・料金の割引を請求することができない。

(旅客運賃・料金の概算収受)

第 50 条 車内において旅客運賃・料金を収受する場合は、旅客運賃・料金の概算額を収受することがある

2 前項の規定によって収受した概算額は、前途の駅において旅客の申出によって精算する。

第 2 節 普通旅客運賃

(大人片道普通旅客運賃)

第 51 条 大人片道普通旅客運賃は、次の各号による額とする。

(1) 営業キロ 12 キロメートル以上

次により計算した額を合計した額とする。

ア 発着区間の営業キロに基本賃率 20 円 05 銭を乗じ、10 円未満の端数を 10 円単位に切り上げた額

イ 前アの額に 100 分の 10 を乗じ、10 円未満の端数を切り上げて 10 円単位とした額

ウ (削除)

(2) 営業キロ 11 キロメートル以下

営業キロ	運賃
3 キロメートル以下の場合	190 円
4 キロメートルから 6 キロメートルまでの場合	240 円
7 キロメートルから 9 キロメートルまでの場合	250 円
10 キロメートルから 11 キロメートルまでの場合	260 円

(3) 前各号による普通旅客運賃・料金は、別表 3 のとおりとする。

(乗継割引普通旅客運賃)

第 52 条 旅客が当社線と旅客会社線または連絡会社線との特定区間に乗り継いで乗車する場合は、別に定めるところにより、乗継割引普通旅客運賃とすることがある。

(往復普通旅客運賃)

第 53 条 (削除)

第 3 節 定期旅客運賃

(大人定期旅客運賃)

第 54 条 大人定期旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 通勤定期旅客運賃

通勤定期旅客運賃は、次によるものとし、その額は別表 3 のとおりとする。

ア 1 箇月定期旅客運賃

別表 3 に定める額とする。

イ 3 箇月定期旅客運賃

1 箇月定期旅客運賃を 3 倍し、5 分引した額を端数計算した額

ウ 6 箇月定期旅客運賃

1 箇月定期旅客運賃を 6 倍し、1 割引した額を端数計算した額

(2) 通学定期旅客運賃は、別表 3 に定める額とする。

(乗継割引定期旅客運賃)

第 55 条 旅客が当社線と旅客会社線または連絡会社線との特定区間に乗り継いで乗車する場合は、別に定めるところにより、乗継割引定期旅客運賃とすることがある。

(端数となる日数を附加して一括発売する場合の定期旅客運賃)

第 56 条 第 28 条第 2 項の規定により発売する定期乗車券の端数となる日数に対する定期旅客運賃は、別に定める。

第 4 節 回数旅客運賃

(回数旅客運賃)

第 57 条 回数旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 大人の回数旅客運賃は、その区間の大人片道普通旅客運賃を 10 倍した額とする。
- (2) 小児の回数旅客運賃は、その区間の小児片道普通旅客運賃を 10 倍した額とする。

(通学用割引普通回数旅客運賃)

第 58 条 第 29 条の規定により通学用割引普通回数乗車券を発売する場合は、次の各号に定めるところによって普通回数旅客運賃の割引を行う。

- (1) 第 29 条第 1 項第 1 号に規定する学生に対しては、大人普通回数旅客運賃について
2 割引
- (2) 第 29 条第 1 項第 2 号に規定する生徒に対しては、大人普通回数旅客運賃について
5 割引

第 5 節 団体旅客運賃

(団体旅客運賃)

第 59 条 第 30 条の規定によって団体乗車券を発売する場合は、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める率を普通旅客運賃から割引く。

- (1) 学生団体
 - ア 学生、生徒、児童及び幼児
 - (ア) 大人 5 割
 - (イ) 小児 3 割
 - イ 教職員、付添人及び旅行業者 3 割
- (2) 普通団体・専用臨時団体
 - ア 取扱期別の第 1 期 1 割
 - イ 取扱期別の第 2 期 1 割 5 分
- (3) 前号に規定する取扱期別の第 1 期と第 2 期の区分は、次のとおりとし、当該団体の行程中の列車の乗車駅における乗車日のいずれかが第 2 期に該当する場合は、第 2 期

の割引率を全行程に対して適用し、その他の行程の場合においては、第1期の割引率を全行程に対して適用する。

第1期	1月1日から1月10日まで
	3月1日から5月31日まで
	7月1日から8月31日まで
	10月1日から10月31日まで
	12月21日から12月31日まで
第2期	第1期以外の日

- 2 前項の規定によるほか、普通団体・専用臨時団体に対しては、団体旅客31人以上50人までのときは、うち1人、51人以上のときは、50人までごとに1人を加えた人員を無賃扱人員として旅客運賃を収受しない。
- 3 前各項の取扱いは、第52条に規定する乗継割引普通旅客運賃に対しても適用する。

(団体旅客運賃の計算方法)

第60条 団体旅客運賃の計算方法は、次のとおりとする。

- (1) 大人の団体旅客運賃は、その全行程に対する1人当たり大人普通旅客運賃から割引額を差し引いて端数計算し、これに団体旅客運賃の収受人員を乗じた額とする。
 - (2) 小児の団体旅客運賃は、その全行程に対する1人当たり小児普通旅客運賃から割引額を差し引いて端数計算し、これに団体旅客運賃の収受人員を乗じた額とする。
 - (3) 大人と小児とが混乗する場合の団体旅客運賃は、大人、小児各別に、前各号の規定によって算出した額を合計した額とする。
- 2 前項第1号及び第2号の場合において、その構成人員中に割引率を異にするものがあるときは、その割引率を異にする人員ごとに割引額を差し引いて端数計算し、これを合計した額とする。
 - 3 前各項の計算方法は、第52条に規定する乗継割引普通旅客運賃に対しても適用する。

(実際の乗車人員が責任人員に満たない場合の団体旅客運賃)

第61条 第34条第2項の規定による条件により運送の引受けをした団体旅客の実際の乗車人員(無賃扱人員を含む。)が責任人員に満たない場合は、実際の乗車人員と責任人員に不足する人員(大人及び小児別に責任人員が定められているときは、大人及び小児別に不足する人員)とによって団体が構成されているものとして、団体旅客運賃を収受する。

- 2 前項の場合、大人及び小児別に責任人員が定められている場合において、大人又は小児の一方の人員が責任人員より減少し、他の一方が責任人員より超過したときは、その超過人員について、大人1人を小児2人に、小児1人を大人0.5人にそれぞれ換算した人員（その人員の合計に1人未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた人員。）を、不足人員から差し引いて計算する。

（団体旅客運賃を計算する場合の営業キロの通算）

第62条 団体旅客運賃を計算する場合の営業キロの通算は、第45条の規定によるほか、旅客が第35条の規定により不乗車区間の旅客運賃を支払う場合においては、前後の区間及び当該不乗車区間の営業キロを通算する。

- 2 普通乗車券について途中下車を禁止している区間内において途中下車をする団体の団体旅客運賃は、当該下車駅をもって前後の営業キロを打ち切って計算する。

第6節 貸切旅客運賃

第63条 別途、定める。

第7節 急行料金

第64条 別途、定める。

第8節 特別車両料金

第65条 別途、定める。

第9節 座席指定料金

第66条 別途、定める。

第4章 乗車券類の効力

第1節 通則

(乗車券類の使用条件)

第67条 乗車券類は、その券面表示事項に従って1回に限り使用することができる。この場合は、乗車人員が記載されていない乗車券類は、1券片をもって1人に限るものとする。ただし、定期乗車券については、その使用回数を制限しない。

- 2 同一旅客は、同一区間に対して有効な2枚以上の同種の乗車券類を所持する場合は、当該乗車については、その1枚のみを使用することができる。同一旅客が、同一区間に対し有効な2枚の料金券を所持する場合についてまた同じ。
- 3 乗車券類は、乗車以外の目的で乗降場に入出する場合には使用することができない。

(乗車券類の効力の特例)

第68条 次の各号に掲げる場合においては、前条の規定にかかわらず、使用することができる。

- (1) 大人用の乗車券類を小児が使用して乗車する場合
- (2) 乗車券類の券面に表示された発着区間内の途中駅から乗車する場合

(券面表示事項が不明又は不備の乗車券類)

第69条 乗車券類は、その券面表示事項が不明となった場合においては、使用することができない。

- 2 前項の規定により使用できない乗車券類を所持する旅客は、これを駅（定期乗車券にあっては、発行駅）に差し出して書替を請求することができる。
- 3 前項の規定により旅客から書替の請求があった場合においては、旅客に悪意がないと認められ、かつ、その不明事項が判別できるときに限って、当該乗車券類と引換に再交付の取扱いをする。
- 4 前各項の規定は、券面表示事項又は様式の整っていない乗車券類について準用する。

(不乗区間に対する取扱い)

第70条 旅客は、第68条の規定により乗車券類の券面に表示された発着区間内の途中駅から旅行を開始した場合の不乗区間については、乗車の請求をすることができない。

(有効期間の起算日)

第71条 乗車券類の有効期間は、有効期間の開始日を特に指定して発売したものを除き、当該乗車券類を発行した当日から起算する。

(小児用乗車券類の効力の特例)

第72条 小児用の乗車券類は、その有効期間中に、使用旅客の年齢が12才に達した場合であっても、第67条の規定にかかわらず、これを使用することができる。

(乗車券類不正使用未遂の場合の取扱い)

第73条 旅客が、当該乗車について効力のない乗車券類を使用しようとした場合は、これを無効として回収する。ただし、他の乗車について使用できるものであって、旅客に悪意がなく、その証明ができる場合は、この限りでない。

第2節 乗車券類の効力

(有効期間)

第74条 乗車券の有効期間は、別に定める場合の外、次の各号に定めるところによる。

(1) 普通乗車券

ア 片道乗車券 1日とする。

イ (削除)

(2) 定期乗車券 1箇月、3箇月又は6箇月とする。

(3) 普通回数乗車券

ア.通学用割引普通回数券 6箇月とする。

イ.別に定める割引の普通回数乗車券 3箇月とする

(4) 団体乗車券 その都度定める。

(5) 貸切乗車券 その都度定める。

(継続乗車)

第75条 入場後に有効期間を経過した当該使用乗車券は、途中下車をしないでそのまま旅行を継続する場合に限って、その券面に表示された着駅までは、第67条の規定にかかわらず、これを使用することができる。この場合、接続駅において設備又は時間の関係上、旅客を一時出場させて、列車に接続のため待合せをさせるときは、指定した列車に乗り継ぐ場合に限り、接続乗車しているものとみなす。

(途中下車)

第76条 旅客は、旅行開始後、その所持する乗車券によって、その券面に表示された発着区間内の着駅以外の駅に下車して出場した後、再び列車に乗り継いで旅行すること(以下「途中下車」という。)ができる。ただし、次の各号に定める場合を除く。

- (1) 普通乗車券
- (2) 回数乗車券
- (3) 当社が特に途中下車できる駅を指定した場合は、その指定した駅以外の駅

(割引普通回数券の効力)

第 77 条 旅客運賃割引証によって購入した割引普通回数乗車券は、使用資格者が使用する場合に限り有効とする。

(改氏名の場合の定期乗車券の書替)

第 78 条 定期乗車券の使用者は、氏名を改めた場合は、これを駅に差し出して、その書替を請求しなければならない。

- 2 前項の書替を請求する場合、定期乗車券の使用者は、公的証明書等を呈示し、記名人本人であることを証明しなければならない。

(乗車券が前途無効となる場合)

第 79 条 乗車券（回数乗車券にあつては、その使用する券片）は、次の各号の 1 に該当する場合は、その後の乗車については無効として回収する。

- (1) 旅客が途中下車できない駅に下車したとき。
- (2) 旅客が第 166 条第 1 項第 1 号・第 167 条又は第 168 条の規定の取扱いを受けたとき。
- (3) 旅客が鉄道営業法（明治 33 年法律第 65 号）第 42 条の規定によって車外に退去させられたとき。

(定期乗車券以外の乗車券が無効となる場合)

第 80 条 定期乗車券以外の乗車券は、次の各号の 1 に該当する場合は、その全券片を無効とし回収する。

- (1) 旅客運賃割引証と引換に購入した割引の乗車券を当該割引証の記名人以外の者が使用したとき。
- (2) 券面表示事項が不明となった乗車券を使用したとき。
- (3) 第 24 条第 1 項の規定により無効となる旅客運賃割引証で購入した乗車券を使用したとき。
- (4) 資格等を偽って発行された各種割引証又は証明書で購入した乗車券を使用したとき。
- (5) 券面表示事項（途中下車印を含む。）をぬり消し、又は改変して使用したとき。

- (6) 区間の連続していない2枚以上の普通乗車券若しくは回数乗車券又は普通乗車券と回数乗車券とを使用して、その各券面に表示された区間と区間との間を乗車したとき。
 - (7) 旅行開始後の乗車券を他人から譲り受けて使用したとき。
 - (8) 証明書等の携帯を必要とする乗車券を使用する旅客が、これを携帯していないとき。
 - (9) 有効期間を経過した乗車券を使用したとき。ただし、第74条に規定する場合を除く。
 - (11) 係員の承諾を得ないで、乗車券の券面に表示された区間外の区間を乗車したとき。
 - (12) 大人が小児用の乗車券を使用したとき。ただし、第74条に規定する場合を除く。
 - (12) 乗車券をその券面に表示された発着の順序に違反して使用したとき。
 - (13) その他乗車券を不正乗車的手段として使用したとき。
- 2 前項の規定は、偽造（擬装を含む。以下同じ。）した乗車券を使用して乗車した場合に準用する。

（定期乗車券が無効となる場合）

第81条 定期乗車券は、次の各号の1に該当する場合は、無効として回収する。

- (1) 定期乗車券をその記名人以外の者が使用したとき。
- (2) 券面表示事項が不明となった定期乗車券を使用したとき。
- (3) 使用資格、氏名、年齢、区間又は通学の事実を偽って購入した定期乗車券を使用したとき。
- (4) 券面表示事項をぬり消し、又は改変して使用したとき。
- (5) 区間の連続していない2枚以上の定期乗車券を使用して、その各券面に表示された区間と区間との間を乗車したとき。
- (6) 定期乗車券の区間と連続していない普通乗車券又は回数乗車券を使用して、その各券面に表示された区間と区間との間を乗車したとき。
- (7) 通学定期乗車券を使用する旅客が、その使用資格を失った後（第45条第4項別表2に規定する割引の定期乗車券を購入した旅客が、割引適用資格を失ったときを含む。）に使用したとき。
- (8) 有効期間開始前の定期乗車券をその期間開始前に使用したとき。
- (9) 有効期間満了後の定期乗車券をその期間満了後に使用したとき。
- (10) 通学定期乗車券を使用する旅客が、第74条の規定による証明書を携帯していないとき。
- (11) 係員の承諾を得ないで、定期乗車券の券面に表示された区間外の区間を乗車したとき。
- (12) その他定期乗車券を不正乗車的手段として使用したとき。

2 前項の規定は、偽造した定期乗車券を使用して乗車した場合に準用する。

(学生用割引乗車券等の効力)

第 82 条 学校学生生徒旅客運賃割引証を使用して購入した乗車券は、当該割引証に記入されている学生又は生徒が、その在学する指定学校の代表者の発行した次条に規定する証明書を携帯する場合に限って使用することができる。

2 被救護者旅客運賃割引証を使用して購入した普通乗車券は、当該割引証に記入されている被救護者又は付添人が、当該施設の代表者の発行した次の様式による旅行証明書を携帯する場合に限って使用することができる。

表		裏																																																																	
被救護者旅客運賃割引証		(この割引証の使用上の注意)																																																																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">種 号</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;">種別番号</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>乗 車 区 間</td> <td colspan="3">●●●●●●●●●●●●●●●●</td> </tr> <tr> <td>乗 車 行 先</td> <td>被救護者</td> <td>付添人</td> <td>付添人</td> </tr> <tr> <td>旅行証明書番号</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>被救護者の氏名</td> <td colspan="3">() ()</td> </tr> <tr> <td>付添人の氏名</td> <td colspan="3">() ()</td> </tr> <tr> <td>発行年月日</td> <td colspan="3">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>有効期限</td> <td colspan="3">年 月 日まで</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">..... 国鉄旅行券発行所から1箇月間有効</td> </tr> <tr> <td>施設の所在地</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>施設名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>代表者氏名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(代表者 署名)</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>発行所</td> <td>乗車券番号</td> <td>発行年月日</td> <td>割引コード</td> </tr> <tr> <td>私学運賃</td> <td>私学運賃</td> <td>国鉄運賃</td> <td>他 途</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>31 33</td> </tr> </table>		種 号		種別番号		乗 車 区 間	●●●●●●●●●●●●●●●●			乗 車 行 先	被救護者	付添人	付添人	旅行証明書番号				被救護者の氏名	() ()			付添人の氏名	() ()			発行年月日	年 月 日			有効期限	年 月 日まで		 国鉄旅行券発行所から1箇月間有効				施設の所在地				施設名				代表者氏名				(代表者 署名)				発行所	乗車券番号	発行年月日	割引コード	私学運賃	私学運賃	国鉄運賃	他 途				31 33	<p>(1) この割引証は、旅客鉄道会社の指定した施設に保蔵され、又は取戻される者が、次に掲げるいずれかにより割引普通乗車券を購入する場合に1回に限って使用できます。</p> <p>ア 片道乗車又は往復乗車の割引普通乗車券を購入する場合</p> <p>イ 付添人と同一区間の片道乗車又は往復乗車となる割引普通乗車券を同時に購入する場合</p> <p>ウ 被救護者が片道乗車、付添人が同一区間の往復乗車となる割引普通乗車券を同時に購入する場合</p> <p>(2) この割引証は、旅行開始前に限って使用できます。</p> <p>(3) 発行者はこの割引証の記入事項(太わく内を除く。)を記入(乗車行先は、該当のものをご記入)し、代表者印を押印してください。これらの記入・押印がないものは、使用できません。</p> <p>(4) 発行者の記入する事項を訂正したときは、その箇所が発行者の捺印、使用者の記入する事項を訂正したときは、その箇所に使用者の捺印がないものは、使用できません。</p> <p>(5) この割引証は、記名人に限って使用できます。但し、記名人であっても使用資格を失った後は、使用できません。</p> <p>(6) この割引証によって購入した割引普通乗車券は、この割引証の記名人以外の者は、使用できません。</p> <p>(7) この割引証によって購入した割引普通乗車券は、所定の証明書を携帯しないと、使用できません。</p> <p>ス、証明書は、保蔵の請求があると、表示してください。</p> <p>(8) この割引証の有効期間は、発行の日から1箇月間です。</p>	
種 号		種別番号																																																																	
乗 車 区 間	●●●●●●●●●●●●●●●●																																																																		
乗 車 行 先	被救護者	付添人	付添人																																																																
旅行証明書番号																																																																			
被救護者の氏名	() ()																																																																		
付添人の氏名	() ()																																																																		
発行年月日	年 月 日																																																																		
有効期限	年 月 日まで																																																																		
..... 国鉄旅行券発行所から1箇月間有効																																																																			
施設の所在地																																																																			
施設名																																																																			
代表者氏名																																																																			
(代表者 署名)																																																																			
発行所	乗車券番号	発行年月日	割引コード																																																																
私学運賃	私学運賃	国鉄運賃	他 途																																																																
			31 33																																																																
12.8cm		9.1cm																																																																	
割引証に記入された個人情報、車内での使用に際しては、個人情報を保護するために必要な資格や条件の確認に使用します。																																																																			

3 前項の旅行証明書の有効期間は、発行日から1箇月間とする。

4 被救護者旅客運賃割引証を使用して購入した付添人用普通乗車券は、付添人が被救護者と同行する場合に限って使用することができる。

(通学定期乗車券等の効力)

第 83 条 通学定期乗車券は、その通学する指定学校の代表者の発行した次の様式による証明書を携帯する場合に限って有効とする。

(1) 一般用

表

<p style="text-align: center;">契 印</p> <p style="text-align: center;">証 明 書 No. _____</p> <p>下記の者は、当校 □□□□の学生（生徒） であることを証明する。</p> <div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 100px; margin: 10px auto; text-align: center; vertical-align: middle;">写 真</div> <p style="text-align: right; margin-right: 5px;">契 印</p>	<p>所属 部（科） 学年 第 学年（ 年度生） 氏名 _____（ 才） 生年月日 年 月 日生 住所 _____ 年 月 日発行</p> <p>発行者 所在地 学校名</p> <p>代表者 氏 名</p> <div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 40px; margin: 10px auto; text-align: center; vertical-align: middle;">代表者 職 印</div>
--	--

8.5cm

6cm

裏

（注 意）

- (1) この証明書は、通学定期乗車券又は学生用割引乗車券によって乗車する場合には、必ず携帯し、係員の請求があるときは、いつでも呈示しなければならない。
- (2) この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡することはできない。
- (3) この証明書を紛失したときは、直ちに、発行者に届け出なければならない。
- (4) この証明書は、新たな証明書の交付を受けたとき又は卒業、退学等によって学籍を失ったときは、直ちに、発行者に返さなければならない。

(2) 通学定期乗車券購入兼用

表面 17cm

6 cm

高等課程		契印		年 月 日まで有効		通学区間	
身分証明書 No.				通学定期乗車券発行控			
下記の者は、当 高等学校の生徒 であることを証明する。		所属 制 科 学年 学年(年度生) 氏名 (歳) 生年月日 年 月 日生 住 所 平成 年 月 日発行		発行年月日	通用期間	発行駅	記 事
写 真		契印			箇月		
発行者 所在地 学校名 代表者 氏 名		代表者 職 印			箇月		
					箇月		
					箇月		
					箇月		
					箇月		
					箇月		

裏面

通学定期乗車券発行控				(注 意)	
発行年月日	通用期間	発行駅	記 事	<p>(1) この証明書は、通学定期乗車券又は学生用割引乗車券によって乗車船する場合には、必ず携帯し、係員の請求があったときは、いつでも呈示しなければならない。</p> <p>(2) 通学定期乗車券を購入するときは、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して、この証明書とともにさし出さなければならない。</p> <p>(3) この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡することはできない。</p> <p>(4) この証明書を紛失したときは、直ちに、発行者に届け出なければならない。</p> <p>(5) この証明書は、新たな証明書の交付を受けたとき又は卒業・退学等によって学籍を失ったときは、直ちに、発行者に返さなければならない。</p>	
	箇月				

- 備考 (1) 内には、学校種別又は指定番号を表示する。
- (2) 第45条第4項別表2の規定により割引定期乗車券を購入する場合の通学定期乗車券購入兼用の証明書にあっては、様式表上部に区分を表示する。
- (3) この証明書に用いる写真は、証明書発行前6箇月以内に撮影した縦3cm、横3cmの正面上半身のものとする。
- (4) この証明書にはりつける写真は、証明書発行の日から1箇月に限り、省略することができる。
- (5) 中学校第3学年以下(中等教育学校前期課程の最終学年以下を含む。)の生徒、児童及び幼児の証明書は、写真を省略したものとするができる。
- (6) 必要により、学定期乗車券購入兼用の証明書にあっては、様式の上部余白に指定発売駅を表示する。
- (7) 通学定期乗車券購入兼用の証明書にあっては、通学定期乗車券発行控欄以外の記入事項は、発行者が記入するものとする。
- 2 指定学校においてその代表者が発行した証明書又は学生証で、前項に規定する様式に準ずるものは、同項の証明書に代用することができる。

第3節 急行券の効力

第84条 別途、定める。

第4節 特別車両券の効力

第85条 別途、定める。

第5節 座席指定券の効力

第86条 別途、定める。

第5章 乗車券類の様式

第1節 通則

(乗車券類の表示事項)

第87条 乗車券類の表面には、次の各号に掲げる事項を表示する。

- (1) 旅客運賃・料金額
- (2) 有効区間
- (3) 有効期間
- (4) 発売日付
- (5) 発売箇所名

2 前項第3号及び第4号について、元号表示のものを西暦表示とすることがある。

(乗車券類の様式の変更)

第88条 乗車券類の様式は、必要により変更することがある。

(字模様の印刷)

第 89 条 この章に規定する乗車券類には、別に定める場合を除き、表面に次に掲げる字模様の印刷する。



(乗車券類の駅名等の表示方法)

第 90 条 乗車券の有効区間については、次の各号に定める場合を除き、発駅名及び着駅名を旅客運賃の計算方法に従って表示する。

- (1) 普通乗車券にあっては、着駅名を金額をもって表示することがある。
- (2) 団体乗車券及び貸切乗車券の各旅行行程ごとの乗車区間については、乗車する列車の発駅名及び着駅名を表示する。

(旅客運賃の割引等に対する表示)

第 91 条 次の各号に掲げる旅客運賃の割引等を行う乗車券には、関係券片の表面（第 6 号に規定する記号については裏面）に当社の販売機器による印字又はゴム印の押印等により、当該各号に定める記号等の表示を行う。ただし、第 6 号に規定する記号については、これと異なる表示方をし又はこの表示を省略することがある。

- (1) 小児に対するもの（大人用の乗車券を小児用に代用するもの及び大人小児用の普通回数乗車券を小児に発売するものを含む。） 「小」
- (2) 旅客運賃を割引するもの 別表 2 に定めるとおり。
- (3) 旅客運賃を後払とするもの 「後払」又は「後」
- (4) 再交付するもの 「再」
- (5) 期間満了前の定期乗車券を回収して、期間の継続する新たな定期乗車券を、その有効期間の開始日前から有効とさせるもの 「継続」
- (6) 使用資格者であることの証明書類の携帯を必要とするもの 「証第 号」

第2節 乗車券の様式

第1款 普通乗車券の様式

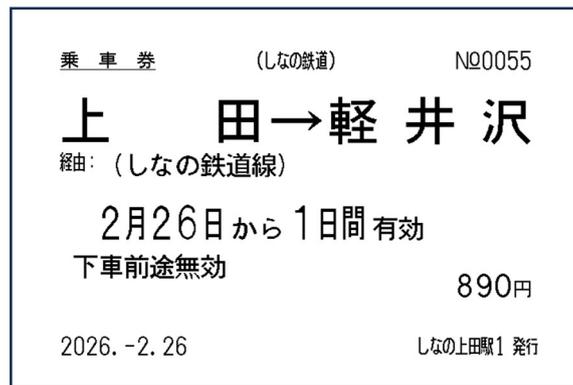
(片道乗車券の様式)

第92条 普通片道乗車券の様式は、次のとおりとする。

(1) 係員定期券発行機用

サイズ：タテ 5.75cm×ヨコ 8.5cm (以下、係員定期券発行機用について同じ。)

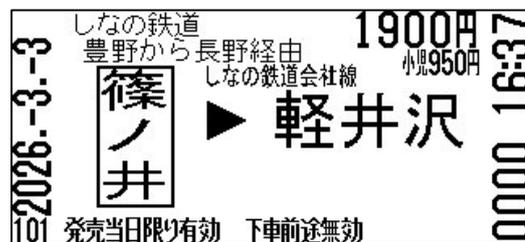
裏面：エンコード (以下、係員定期券発行機用について同じ。)



(2) 自動券売機用

サイズ：タテ 3cm×ヨコ 5.75cm (以下、自動券売機用について同じ。)

裏面：エンコード (以下、自動券売機用について同じ。)



(3) 補充片道乗車券の様式

裏面：無地（以下、補充乗車券について同じ。）

	8 cm	9.5 cm																																			
7.3 cm	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">片道 乙</td> <td style="font-size: small;">発駅</td> <td style="width: 50px;"></td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">経山</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">着駅</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="font-size: small;">印章</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">社</td> <td></td> <td style="text-align: right; font-size: small;">円</td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">J R</td> <td></td> <td style="text-align: right; font-size: small;">円</td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">計</td> <td></td> <td style="text-align: right; font-size: small;">円</td> </tr> </table>	片道 乙	発駅		経山		着駅			印章		社		円	J R		円	計		円	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; font-weight: bold;">甲 普通乗車券</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">➔</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">-----</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">経山 ()</td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">発売日共</td> <td style="font-size: small;">日間有効 ¥</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">しなの鉄道</td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">年</td> <td style="font-size: small;">月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right; font-size: small;">駅発行</td> </tr> </table>	甲 普通乗車券		➔		-----		経山 ()		発売日共	日間有効 ¥	しなの鉄道		年	月 日	駅発行	
片道 乙	発駅																																				
	経山																																				
	着駅																																				
	印章																																				
社		円																																			
J R		円																																			
計		円																																			
甲 普通乗車券																																					
➔																																					

経山 ()																																					
発売日共	日間有効 ¥																																				
しなの鉄道																																					
年	月 日																																				
駅発行																																					
	しなの鉄道	駅発行																																			

(往復乗車券の様式)

第 93 条

(1) (削除)

(2) (削除)

(3) 自動券売機用

(削除)

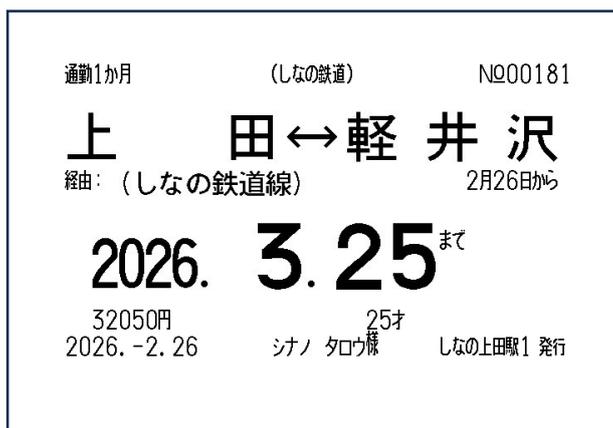
第2款 定期乗車券の様式

(定期乗車券の様式)

第94条 定期乗車券の様式は、次のとおりとする。

(1) 係員定期券発行機用

ア 通勤定期乗車券



備考 裏面エンコード

(定期券裏面案内文)

定期券使用上のご注意

- 1 定期券は係員から請求があるときは、いつでもお見せください。なお、通学定期券にあっては、証明書等を必ず携帯してください。
 - 2 送迎の際は、別に入場券をお求めください。
 - 3 列車の運行休止により引き続き5日間以上使用できなかった場合は有効期間の延長等の取扱いをいたします。
 - 4 券面表示事項に違反して使用されたり、次のような場合は、定期券を無効として回収し、その期間の全区間の普通運賃と2倍の増運賃をいただきます。
 - (1) 使用資格、氏名、年齢、乗車区間その他の事実を偽って購入して使用されたとき
 - (2) 券面表示事項を改変して使用したとき
 - (3) 区間の連続しない他の乗車券類をあわせて使用し、その各券片に表示された区間と区間との間を無札で乗車したとき
 - 5 不要になった場合は、使用された月数（1箇月未満は1箇月に切り上げ）相当の定期運賃と手数料とを差し引いた残額を払いもどしいたします（払いもどし額がない場合もあります。）
 - 6 有効期間が切れたら直ちにお返しくください。
 - 7 乗車料金を必要とする列車に乗車される場合は別に料金券をお求めください。
- ※自動改札機のある駅では、自動改札機をご利用ください。なお、定期乗車券の取り違い等にご注意ください。

イ 通学定期乗車券

通学1か月	(しなの鉄道)	NQ00182
上 田 軽 井 沢		
経由: (しなの鉄道線)		2月26日から
2026. 3. 25 ^{まで}		
17450円	25才	しなの上田駅1 発行
2026.-2.26	シノ タロウ	

(2) 補充定期乗車券の様式

ア 通勤定期乗車券

9 cm	8.5 cm												
<p style="text-align: center;">しなの鉄道 <u>通勤定期乗車券</u></p> <p style="text-align: center;">↔</p> <p>経由 (.....) 平成 年 月 日から 年 月 日まで</p> <p>..... 円 殿 才</p> <p>..... 年 月 日 駅発行</p>	<p style="text-align: center;"><u>通勤定期</u></p> <p style="text-align: center;">↔</p> <p>..... 月 日から 経由 (.....)</p> <p style="text-align: right;">..... 日まで</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">印章</td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;">社</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>J R</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>計</td> <td></td> </tr> </table> <p>..... 月 日</p> <p style="text-align: right;">..... 駅発行</p>	印章		社				J R				計	
印章		社											
		J R											
		計											
6 cm	1 箇月 3 箇月 6 箇月												

イ 通学定期乗車券様式

(3) 自動券売機用

ア 通勤定期乗車券
(削除)

イ 通学定期乗車券
(削除)

第3款 回数乗車券の様式

(普通回数乗車券の様式)

第95条 回数乗車券の様式は、次のとおりとする。

(1) 係員定期券発行機用

ア 普通回数乗車券(最終券片以外)

(最終券片)

普通回数券 (しなの鉄道) **学割** N00020

上 田 ↔ 軽井沢

2026. 8. 25 まで有効

(4450円)(10)

下車前途無効
表示区間外は別途運賃となります 証明書を携帯して下さい

2026.-2.26 しなの上田駅1 発行

普通回数券 (しなの鉄道) **学割** N00020

上 田 ↔ 軽井沢

2026. 8. 25 まで有効

4450円 (11)

下車前途無効
表示区間外は別途運賃となります 証明書を携帯して下さい

2026.-2.26 しなの上田駅1 発行

イ 普通回数券 (放送大学 最終片券以外)

普通回数券 (しなの鉄道) **放送大** NQ0021

上 田 ↔ 軽井 沢

2026. 8. 25 まで有効

(7120円)(10)

下車前途無効
表示区間外は別途運賃となります

2026. -2. 26 しなの上田駅1 発行

(放送大学 最終片券)

普通回数券 (しなの鉄道) **放送大** NQ0021

上 田 ↔ 軽井 沢

2026. 8. 25 まで有効

7120円 (11)

下車前途無効
表示区間外は別途運賃となります

2026. -2. 26 しなの上田駅1 発行

第4款 団体乗車券の様式

(団体乗車券の様式)

第96条 団体乗車券は、係員定期発行機で発行する次の様式とする。

団体乗車券	(しなの鉄道)	N00017
2月26日 上田	▶ 軽井沢	
2月26日 軽井沢	▶ 上田	
		10人
		16100円
2026.-2.26		しなの上田駅1 発行

第7款 特別車両券の様式

(特別車両券の様式)

第99条 別途、定める。

第8款 座席指定券の様式

(座席指定券の様式)

第100条 別途、定める。

第3節 特別補充券の様式

(特別補充券の発行)

第101条 特別補充券は、この章の第1節から第2節までに規定する乗車券として発行するほか、払戻証明等の取扱いをした場合において、その取扱いをした証として発行する。

2 特別補充券の種類は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 駅用(出札補充券及び改札補充券)
- (2) 車内用(車内補充券)

(特別補充券の様式)

第 102 条 出札補充券及び改札補充券の様式は、次に定めるとおりとする。

(縦 12.8 cm×横 8.5 cm)

事由		しなの鉄道	
片	別片	乙 No 0060-01	
道	途道	変	
		領 取 額	
		千	円
原	から	種	号
	月 日 有効	別	円
券	か	ら	ゆき
	經由 (
收受又は			
変更区間			
經由			
人	大人	小児	学割
員	発売日共		日間
			有効
記			
事			
年 月 日 駅発行			

第 6 章 乗車券類の改札及び引渡し

第 1 節 通則

(乗車券類の改札)

第 103 条 乗車の目的で駅に入場し、又は駅から出場しようとする者は、所定の乗車券類を所持して、係員の改札を受け、定められた場所から入出場しなければならない。

- 2 前項の規定による外、旅客は、係員の請求があるときは、いつでもその所持する乗車券類の改札を受けなければならない。乗車券類の使用が証明書等の携帯を必要とするものであるときの当該証明書等についても同様とする。

(乗車券類の引渡し)

第 104 条 旅客は、その所持する乗車券類が効力を失い、若しくは不要となった場合又はその乗車券類を使用する資格を失った場合は、当該乗車券類を係員に引き渡すものとする。

第 2 節 乗車券の改札及び引渡し

(普通乗車券の改札及び引渡し)

第 105 条 普通乗車券を使用する旅客は、旅行を開始する際に、当該乗車券を係員に呈示して入鋏等を受けるものとする。

- 2 普通乗車券を使用する旅客は、旅行を終了した際に、当該乗車券を係員に引き渡すものとする。

(定期乗車券の改札及び引渡し)

第 106 条 定期乗車券を使用する旅客は、旅行を開始する際及び旅行を終了した際に、当該乗車券を係員に呈示してその改札を受けるものとする。

- 2 定期乗車券を使用する旅客は、当該乗車券の有効期間が満了した際に、直ちに、これを係員に引き渡すものとする。

(普通回数乗車券の改札及び引渡し)

第 107 条 普通回数乗車券を使用する旅客は、旅行を開始する際に、当該乗車券を係員に呈示して入鋏を受け旅行を終了した際に、これを係員に引き渡すものとする。

(団体乗車券及び貸切乗車券の改札及び引渡し)

第 108 条 団体乗車券又は貸切乗車券を使用する旅客の引率者は、旅行を開始する際及び途中下車をする際に、当該乗車券を係員に呈示して改札を受けるものとする。

- 2 前項の引率者は、団体旅客又は貸切旅客が券面に表示された発着区間の旅行を終了した際に、その所持する乗車券を係員に引き渡すものとする。

第3節 急行券の改札及び引渡し

第109条 別途、定める。

第4節 特別車両券の改札及び引渡し

第110条 別途、定める。

第5節 座席指定券の改札及び引渡し

第111条 別途、定める。

(料金券の改札及び引渡し)

第112条 (削除)

第7章 乗車変更等の取扱い

第1節 通則

(乗車変更等の取扱箇所)

第113条 乗車変更その他この章に規定する取扱いは、駅又は車内において行う。ただし、旅客運賃及び料金の払いもどしは、旅行中止駅等所定の駅に限って取り扱う。

2 前項の規定にかかわらず、駅員無配置駅における乗車変更等の取扱いは、その隣接の駅員配置駅において取り扱う。

3 列車内における取扱いは、最近の駅員配置駅において取り扱うことがある。

(払いもどし請求権行使の期限)

第114条 旅客は、旅客運賃・料金について払いもどしの請求をすることができる場合であっても、当該乗車券類が発行の日の翌日から起算して1箇年を経過したときは、これを請求することができない。

(乗車変更をした乗車券類について旅客運賃・料金の収受又は払いもどしをする場合の既収額)

第115条 乗車変更の取扱いをした乗車券類について、旅客運賃・料金の収受又は払いもどしをする場合は、旅客が現に所持する乗車券類を発駅で購入した場合の旅客運賃・料金を収受しているものとして収受又は払いもどしの計算をする。ただし、払いもどしの場合は、旅客が実際に支払った旅客運賃・料金の額を限度として取り扱う。

第2節 乗車変更の取扱い

第1款 通則

(乗車変更の種類)

第116条 旅客が、その所持する乗車券に表示された運送条件と異なる条件の乗車を必要とする場合に当社が取り扱う変更（以下「乗車変更」という。）の種類は、乗車変更の申出の時期に応じて、次の各号のとおりとする。

- (1) 普通乗車券による旅行開始前又は使用開始前に申出があった場合
乗車券変更
- (2) 当該乗車券による旅行開始後又は使用開始後に申出があった場合
 - ア 区間変更
 - イ 団体乗車券変更

(乗車変更の取扱範囲)

第117条 乗車変更の取扱いは、その変更が開始される駅の属する券片に限って行う。ただし、第121条に規定する乗車券類変更については、変更開始駅は制限しない。

(割引乗車券等を所持する旅客に対する乗車変更の取扱制限)

第118条 区間等に制限のある割引乗車券又は回数乗車券を所持する旅客に対しては、乗車変更の取扱いをしない。

(乗車変更の取扱いをした場合の乗車券の有効期間)

第119条 乗車変更の取扱いをした場合に交付する乗車券の有効期間は、原乗車券の有効期間とする。乗車変更時の有効期限は、原乗車券の有効期間から既に経過した日数（取扱いの当日は含めない。）を差し引いた残余の日数とする。

(別途乗車)

第120条 旅客が、乗車変更を請求した場合において、その所持する乗車券が、乗車変更の取扱いについて制限のあるものであるとき又は旅客運賃計算の打切り等によって旅客の希望するおりの変更の取扱いができないものであるときは、その取扱いを行わない区間について、別途乗車として、その区間に対する相当の旅客運賃を収受して取り扱う。

第2款 旅行開始前又は使用開始前の乗車変更の取扱い

(乗車券類変更)

- 第121条 普通乗車券、急行券、特別車両券又は座席指定券を所持する旅客は、旅行開始前又は使用開始前に、あらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、1回に限って、当該乗車券類から同種類の他の乗車券類に変更（以下「乗車券類変更」という。）することができる。
- 2 乗車券類変更の取扱いを行う場合においては、変更前の乗車券類に対するすでに収受した旅客運賃と変更する乗車券類に対する旅客運賃及び料金とを比較し、不足額は収受し、過剰額は払いもどしをする。
 - 3 前項の規定により旅客運賃の計算をする場合、原乗車券類が割引のものであるときは、実際に乗車する区間に対する旅客運賃及び料金を原乗車券類に適用した割引率による割引の旅客運賃及び料金によって計算する。

第3款 旅行開始後又は使用開始後の乗車変更の取扱い

(区間変更)

- 第122条 普通乗車券を所持する旅客は、旅行開始後又は使用開始後に、あらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、当該乗車券に表示された着駅について、当該着駅を超えた駅への変更（以下「区間変更」という。）をすることができる。
- 2 前項の場合において、原乗車券の区間に対するすでに収受した旅客運賃と、実際の乗車区間に対する普通旅客運賃とを比較し、不足額は収受し、過剰額は払いもどしをしない。この場合、原乗車券が割引普通乗車券であるときは、実際の乗車区間に対する普通旅客運賃を原乗車券に適用した割引率による割引の普通旅客運賃によって計算する。

(団体乗車券変更)

第 123 条 団体乗車券を所持する旅客は、使用開始後に、あらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け 1 回に限って、区間変更又は乗車列車の変更をすることができる。ただし、これらの変更は、輸送上の支障がない場合に限って取り扱う。

2 団体乗車券変更の取扱いをする場合は、旅客運賃収受人員又は変更人員に対して、次の各号に定めるところにより計算した旅客運賃を収受する。この場合、旅客運賃については、無割引の普通旅客運賃によって計算する。

- (1) 区間変更の取扱いをする場合の旅客運賃の計算方法は、前条第 2 項の規定を準用する。
- (2) 乗車列車の変更の取扱いをする場合の旅客運賃は、乗車区間に変更のない限り収受しない。

第 3 節 旅客の特殊取扱

第 1 款 通則

(旅客運賃の払いもどしに伴う割引証等の返還)

第 124 条 旅客は、割引証等を提出して購入した乗車券について払いもどしの取扱いを受けた場合は、すでに提出した割引証等の返還を請求することができない。

(旅客運賃の払いもどしをしない場合)

第 125 条 旅客は、第 67 条の規定により小児が大人用の乗車券を使用して乗車した場合の旅客運賃の差額については、払いもどしを請求することができない。

(払いもどし手数料)

第 126 条 旅客は、当該乗車券類の払いもどしを請求する場合、手数料として、乗車券 1 枚につき 220 円を支払うものとする。ただし、列車の運行不能等、当社の責めに帰する事由により払いもどしする場合は、手数料を収受しない。

第 2 款 乗車券類の無札及び無効

(乗車券の無札及び不正使用の旅客に対する旅客運賃・増運賃の収受)

第 127 条 旅客が、次の各号の 1 に該当する場合は、当該旅客の乗車駅からの区間に対する普通旅客運賃と、その 2 倍に相当する額の増運賃とをあわせて収受する。

- (1) 係員の承諾を受けず、乗車券を所持しないで乗車したとき。
- (2) 別に定める場合を除き、乗車券に入鋏を受けないで乗車したとき。

- (3) 第 79 条の規定によって無効となる乗車券（偽造の乗車券を含む。）で乗車したとき。
 - (4) 乗車券改札の際にその呈示を拒み、又はその取集めの際に引渡しをしないとき。
- 2 前項の場合、旅客が、第 73 条第 1 項第 6 号の規定により無効となる 2 以上の回数乗車券で乗車したときは、当該各回数乗車券の券面に表示された区間と区間外とを通じた区間を乗車したものとして計算した前項の規定による旅客運賃及び増運賃を当該旅客から収受する。
- 3 団体旅客が、その乗車券の券面に表示された事項に違反して乗車した場合は、第 4 項に該当するときを除き、その全乗車人員について計算した第 1 項の規定による旅客運賃及び増運賃を、その団体申込者から収受する。
- 4 団体旅客が、乗車券面に表示された人員を超過して乗車し、又は小児の人員として大人を乗車させたときは、第 80 条の規定にかかわらず、その超過人員又は大人だけを、その団体申込者から第 1 項本文の規定による旅客運賃及び増運賃を収受する。

（定期乗車券等の不正使用旅客に対する旅客運賃の収受）

第 128 条 第 81 条第 1 項の規定により定期乗車券を無効として回収した場合（同条第 2 項において準用する場合を含む。）は、当該旅客から次の各号による普通旅客運賃と、その 2 倍に相当する額の増運賃とをあわせて収受する。

- (1) 第 81 条第 1 項第 1 号から第 5 号までの 1 に該当する場合は、その定期乗車券の効力が発生した日（第 5 号に該当する場合で効力の発生した日が異なるときは、発見日に近い日）から、同項第 7 号に該当する場合はその使用資格を失った日から、同項第 8 号に該当する場合はその発売日から、同項第 9 号に該当する場合はその有効期間満了の日の翌日からそれぞれの無効の事実を発見した当日まで、その定期乗車券を使用して券面に表示された区間（同項第 5 号の場合は各定期乗車券の券面に示された区間と区間外とを合わせた区間）を、毎日 1 往復（又は 2 回）ずつ乗車したものとして計算した普通旅客運賃。
 - (2) 第 81 条第 1 項第 6 号に該当する場合であって、回数乗車券を使用したときは、定期乗車券及び回数乗車券の券面に表示された区間とその区間外とを通じた区間を往復乗車したものとして計算した普通旅客運賃。
 - (3) 第 81 条第 1 項第 6 号に該当する場合であって普通乗車券を使用したとき及び同項第 10 号から第 12 号までの 1 に該当する場合は、乗車した区間に対する普通旅客運賃。
- 2 前項の規定は、他の運輸機関等が発行した乗車証又は証明書等であって、これを呈示すれば当該運輸機関等が運行する列車に乗車できるものを使用したときに準用する。この場合、当該乗車証等の効力が発生した日から、当該旅客の乗車駅からの区間を、毎日

1 往復ずつ乗車したものと計算した普通旅客運賃とその2倍に相当する額の増運賃をあわせて収受する。

(乗車駅が不明の場合の旅客運賃・増運賃等の計算方法)

第129条 第127条の規定により旅客運賃・増運賃を収受する場合において、当該旅客の乗車駅が判明しない場合は、その列車の出発駅（出発駅の異なる2個以上の列車を併結運転している場合は、その最遠の出発駅。また、接続列車のある場合でその接続列車に乗車したことが明らかになったときは、その接続列車の出発駅）から乗車したものとみなして同条の規定を適用する。

(料金券の無札及び不正使用の旅客に対する料金・増料金等の収受)

第130条 料金は、第127条の規定を準用する。

第3款 乗車券類の紛失

(乗車券類紛失の場合の取扱い)

第131条 旅客が、旅行開始後、乗車券類を紛失した場合であって、係員がその事実を認定することができないときは、すでに乗車した区間については、第127条又は第129条の規定による旅客運賃・料金及び増運賃・増料金を、前途の乗車区間については、普通旅客運賃・料金を収受する。ただし、係員がその事実を認定することができるときは、その全乗車区間に対する普通旅客運賃・料金のみを収受して、増運賃及び増料金は収受しない。

2 前項の場合、旅客は、旅行終了駅において再収受証明書の交付を請求することができる。ただし、定期乗車券又は回数乗車券を使用する旅客は、この限りでない。

3 第1項ただし書き及び前項の規定は、旅客が、旅行開始前に、乗車券類（定期乗車券及び回数乗車券を除く。）を紛失した場合に準用する。

(再収受した旅客運賃・料金の払いもどし)

第132条 前条の規定により普通旅客運賃・料金及び増運賃・増料金を支払った旅客は、紛失した乗車券類を発見した場合は、その乗車券類と再収受証明書とをもより駅に差し出して、発見した乗車券類に対し払いもどし手数料を支払い、再収受証明書に記入された旅客運賃・料金について払いもどしの請求をすることができる。ただし、普通旅客運賃・料金及び増運賃・増料金を支払った日の翌日から起算して1箇年を経過したときには、これを請求することができない。

(団体乗車券又は貸切乗車券紛失の場合の取扱い)

第 133 条 旅客が、団体乗車券又は貸切乗車券を紛失した場合であって、係員がその事実を認定することができるときは、第 131 条の規定にかかわらず、別に旅客運賃を収受しないで、相当の団体乗車券又は貸切乗車券の再交付をすることがある。ただし、再交付の請求をしたときにおいて、当該乗車券についてすでにその旅客運賃の払いもどしをしている場合を除く。

第 4 款 任意による旅行の取りやめ

(旅行開始前の普通旅客運賃の払いもどし)

第 134 条 旅客は、旅行開始前に、普通乗車券が不要となった場合は、その乗車券の券片が入鋏前で、かつ、有効期間内（前売の乗車券については、有効期間の開始日前を含む。）であるときに限って、これを駅に差し出してすでに支払った普通旅客運賃の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客は、手数料として、乗車券 1 枚につき 220 円を支払うものとする。

(旅行開始前の定期旅客運賃及び回数旅客運賃の払いもどし)

第 135 条 前条の規定は、有効期間の開始日前の定期乗車券及び使用開始前の回数乗車券について準用する。定期乗車券について前項の払いもどしを請求する場合、定期乗車券の使用者は、別に定める申込書を提出するほか、公的証明書等を呈示し、記名人本人であることを証明しなければならない。ただし、別に定めるところにより、当該定期乗車券の記名人の代理人に対し、払いもどしをすることがある。

(旅行開始前の団体旅客運賃又は貸切旅客運賃の払いもどし)

第 136 条 旅客は、旅行開始前に団体乗車券又は貸切乗車券が不要となった場合は、始発駅出発時刻前までにこれを駅に差し出したときに限って、すでに支払った団体旅客運賃又は貸切旅客運賃の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客は払いもどし手数料として乗車券 1 枚につき 220 円を支払うほか、保証金を収受して発売した団体乗車券又は貸切乗車券にあつては、保証金に相当する額を支払うものとする。

2 団体旅客または貸切旅客の人員が旅行開始前に減少した場合で請求があるときは、減少した人員に対し、前項の規定を準用して旅客運賃を払いもどしすることがある。

(旅行開始後又は使用開始後の旅客運賃・料金の払いもどし)

第 137 条 旅客は、普通乗車券を使用して旅行を開始した後、旅行を中止した場合、又は第 68 条の規定により乗車券の券面に表示された発着区間内の途中駅から任意に旅行を開始した場合は、すでに支払った普通旅客運賃の払いもどしを請求することができない。

2 (削除)

(定期乗車券使用開始後の旅客運賃の払いもどし)

第 138 条 旅客は、定期乗車券の使用を開始した後、その定期乗車券が不要となった場合は、有効期間内であるときに限って、これを駅に差し出して、すでに支払った定期旅客運賃から、使用経過月数に相当する定期旅客運賃を差し引いた残額の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客は、手数料として、乗車券 1 枚につき 220 円を支払うものとする。

2 前項の計算については、払いもどし請求の当日は経過日数に算入し、また、1 箇月未満の経過日数は 1 箇月として計算する。

3 第 1 項の定期乗車券の経過月数に相当する定期旅客運賃は、次の各号によって計算する。

- (1) 使用経過月数が 1 箇月又は 3 箇月のときは、その月数に相当する定期旅客運賃の額
- (2) 使用経過月数が 2 箇月のときは、1 箇月に相当する定期旅客運賃の 2 倍の額
- (3) 使用経過月数が 4 箇月のときは、3 箇月と 1 箇月に相当する定期旅客運賃の合算額
- (4) 使用経過月数が 5 箇月のときは、3 箇月と 1 箇月の 2 倍に相当する定期旅客運賃の合算額

(普通回数乗車券使用開始後の旅客運賃の払いもどし)

第 139 条 旅客は、普通回数乗車券の使用を開始した後、その普通回数乗車券の一部券片が不要となった場合は、有効期間内であるときに限って、これを駅に差し出して、既に支払った普通回数旅客運賃から、券面区間に対する所定の片道普通旅客運賃に使用券片数（総券片数から旅客が提出した券片数を差し引いた券片数とする。以下同じ。）を乗じて算出した旅客運賃額を差し引いた残額の払いもどしを請求することができる。

2 前項の規定により旅客が払いもどしの請求をする場合に、原普通回数乗車券が割引のもの（第 48 条第 4 項に規定する通学用割引普通回数乗車券を除く）であって、その割引が券面区間に対する片道普通旅客運賃を原回数券に適用した割引率による割引の片道普通旅客運賃によって計算する。

3 第 1 項及び第 2 項の払いもどしを請求する旅客は、駅に差し出した券片数にかかわらず手数料として 220 円を支払うものとする。

(旅行中止による有効期間の延長及び旅客運賃の払いもどし)

第 140 条 第 137 条の規定にかかわらず、旅客は、旅行開始後、次の各号の 1 に該当する場合であって、かつ、その所持する乗車券が有効期間内であるときは、1 回に限って、乗車券を預けた日から有効期間を延長する事由がなくなった日の前日までの日数(30 日を限度とする。)について、乗車券の有効期間の延長を請求し、又はすでに支払った旅客運賃からすでに乗車した区間の普通旅客運賃を差し引いた残額の払いもどしをその旅行を中止した駅に請求することができる。

(1) 傷い疾病によって旅行を中止したとき。

(2) 国会からの喚問その他これに類する行政権又は司法権の発動によって、旅行を中止したとき。

2 前項の規定による有効期間の延長の請求は、旅行開始前の乗車券についても、これを準用する。

3 定期乗車券、普通回数乗車券、団体乗車券又は貸切乗車券を使用する旅客は、前 2 項の請求をすることができない。

4 旅客は、第 1 項及び第 2 項の規定により乗車券の有効期間の延長の取扱いを請求しようとする場合は、あらかじめ関係の駅に申し出て、その乗車券を駅に預けるものとし、かつ、旅行を再び開始する際乗車券に有効期間延長の証明を受けたうえ、これを受け取るものとする。この場合、旅客が、第 1 項の規定により延長のできる期間を原有効期間に加算した有効期間内に再び旅行を開始しないときは、その乗車券は無効として回収する。

(傷い疾病等の場合の証明)

第 141 条 旅客は、前条の規定により有効期間の延長又は旅客運賃の払いもどしを請求する場合は、その原因が外傷等で見してその事実が認定できる場合を除き、医師の診断書等これを証明するに足りるものを呈示するものとする。

(有効期間の延長及び旅客運賃の払いもどしの特例)

第 142 条 発行当日限り有効の乗車券を所持する旅客は、当日最終の列車に乗り遅れた場合は、直ちに当該乗車券を係員に呈示して有効期間の延長又は旅客運賃・料金の払いもどしを請求することができる。この場合は、その翌日まで有効期間を延長又は手数料 220 円を収受して旅客運賃・料金の払いもどしの取扱いをする。

第5款 運行不能及び遅延

(列車の運行不能又は遅延等の場合の取扱い)

第143条 旅客は、旅行開始後又は使用開始後に、次の各号の1に該当する事由が発生した場合には、事故発生前に購入した乗車券類について、当該各号の1に定めるいずれかの取扱いを選択のうえ請求することができる。ただし、定期乗車券及び普通回数乗車券を使用する旅客は、第150条に規定する無賃送還（定期乗車券による無賃送還を除く。）又は第153条に規定する有効期間の延長若しくは旅客運賃の払いもどしの取扱いに限って請求することができる。

(1) 列車が運行不能となったとき

ア 第144条に規定する旅行の中止及び旅客運賃・料金の払いもどし

イ 第145条に規定する有効期間の延長

ウ 第146条に規定する無賃送還及び旅客運賃・料金の払いもどし

エ 第148条に規定する不通区間の別途旅行及び旅客運賃・料金の払いもどし

オ 第149条に規定する定期乗車券若しくは普通回数乗車券の有効期間の延長又は運賃の払いもどし

(2) 列車が運行時刻より遅延し、そのため接続駅で接続予定の列車の出発時刻から1時間以上にわたり目的地に出発する列車に接続を欠いた場合（接続を欠くことが確実な場合を含む。）又は着駅到着時刻に1時間以上遅延したとき（遅延することが確実な場合を含む。）

ア 第144条に規定する旅行の中止及び旅客運賃・料金の払いもどし

イ 第145条に規定する有効期間の延長

ウ 第146条に規定する無賃送還及び旅客運賃・料金の払いもどし

(3) 車両故障その他旅客の責任とならない事由によって、当該列車に乗車することができないとき

ア 第144条に規定する旅行の中止及び旅客運賃・料金の払いもどし

イ 第145条に規定する有効期間の延長

2 旅客は、旅行開始前又は使用開始前に、前項各号に掲げる事由が発生したため、事故発生前に購入した乗車券類（定期乗車券及び回数乗車券を除く。）が不要となった場合は、これを駅に差し出してすでに支払った旅客運賃・料金の払いもどしを請求することができる。ただし、当該乗車券・料金券が、有効期間内のものであるときに限る。

(旅行中止による旅客運賃・料金の払いもどし)

第144条 前条第1項の規定により、乗車券類を駅に差し出して旅客運賃及び料金の払いもどしの請求した場合は、次の各号の定める払いもどしをする。

(1) 乗車券

旅行中止駅・着駅間に対する旅客運賃の払いもどしをする。ただし、割引乗車券にあっては、割引条件のいかんにかかわらず、旅行中止駅・着駅間に対する当該割引の旅客運賃とする。

(2) 料金券

料金券は全額とする。

(有効期間の延長)

第 145 条 第 143 条第 1 項の規定により旅客が有効期間の延長の取扱いを請求した場合には、次の各号に定めるところによる。

(1) 旅客は、有効期間の延長を請求しようとする場合は、あらかじめ関係の駅に申し出て、当該乗車券類を駅に預けるものとする。この場合、延長する有効期間は、次の期間とし、この期間を原有効期間に加算したものを当該乗車券・料金券の有効期間とする。

ア 第 143 条第 1 項第 1 号に規定する事由による場合は、当該乗車券・料金券を預けた日から開通後 5 日以内において旅行を再び開始する日の前日までの日数

イ 第 143 条第 1 項第 2 号及び同項第 3 号に規定する事由による場合は、1 日

(2) 旅客は、旅行を再び開始する際、乗車券類に有効期間延長の証明を受けたうえ、これを受け取るものとする。

(3) 旅客が、第 1 号の規定により延長できる期間を原有効期間に加算した有効期間内に再び旅行を開始しないときは、その乗車券類は無効として回収する。

(無賃送還の取扱い)

第 146 条 第 143 条第 1 項の規定により旅客が無賃送還の取扱いの請求をした場合は、次の各号に定めるところにより取り扱う。

(1) 無賃送還は、その事実が発生した際使用していた乗車券・料金券の券片に表示された発駅までの区間（以下「無賃送還区間」という。）を最近の列車に乗車する場合に限り取り扱う。

(2) 無賃送還中は、途中下車の取扱いをしない。

(3) 旅客が、前 2 号による乗車を拒んだときは、無賃送還の取扱いをしない。

2 前項の規定により無賃送還を行った場合は、次の各号の定めるところにより旅客運賃・料金の払いもどしをする。

(1) 発駅まで無賃送還のとき

すでに収受した旅客運賃・料金の全額

(2) 発駅に至る途中駅まで無賃送還をしたとき又は旅客が無賃送還中の途中駅に下車したとき

- ア 原乗車券が無割引のものであるとき
途中駅・着駅間に対する無割引の普通旅客運賃
- イ 原乗車券が割引のものであるとき
割引条件のいかんにかかわらず、途中駅・着駅間に対する当該割引の普通旅客運賃

3 第1項に規定する無賃送還を行った場合は、回数乗車券を使用する旅客は、当該券片をその後1回に限り、その券面表示事項に従って使用することができる。

(旅客運賃・料金の払いもどし駅)

第147条 第144条又は第146条の規定により、旅客運賃・料金の払いもどしを受けようとする旅客は、次の各号に定める駅で旅客運賃の払いもどしの請求をしなければならない。

- (1) 無賃送還の取扱いを受けない旅客は、旅行中止駅
- (2) 無賃送還の取扱いを受ける旅客は、送還を終えた駅

(不通区間の別途旅行の取扱い)

第148条 第143条の規定により列車の運行不能のため不通となった区間を、旅客が当社線によらないで別途に旅行し、乗車券の有効期間内に、前途の駅から乗継をするときは、あらかじめ係員に申し出て不乗証明書の交付を受け、不通区間の旅行を終えた後、乗車券にその証明書を添えて前途の駅に差し出し、その証明書に記載された不乗区間に対する旅客運賃の払いもどしを請求するものとする。

(定期乗車券若しくは回数乗車券の有効期間の延長又は旅客運賃の払いもどし)

第149条 旅客は、第143条第1項の規定により定期乗車券若しくは普通回数乗車券の有効期間の延長又は旅客運賃の払いもどしをする場合は、列車が運行休止のため、引き続き5日以上その乗車券を使用できなくなったときに限り、その乗車券を駅に差し出して、相当日数の延長又は次の各号に定める金額の払いもどしを請求することができる。

- (1) 定期乗車券

使用しない区間の原定期乗車券と同一の種類及び有効期間による定期旅客運賃を次の日数(第28条第2項の規定により端数となる日数を附加して発売したものにあっては、当該日数を加えた日数)で除し、その1円未満の端数を1円に切り上げた日割額に、休止日数を乗じ、10円未満の端数を切り捨てて、10円単位とした額(以下「端数整理」という。)

- ア 有効期間が1箇月のもの 30日
- イ 有効期間が3箇月のもの 90日
- ウ 有効期間が6箇月のもの 180日

(2) 普通回数乗車券

普通回数旅客運賃に残余の券片数を乗じ、これを総券片数で除し、端数整理した額

第6款 誤乗及び誤購入

(誤乗区間の無賃送還)

第150条 旅客(定期乗車券又は普通回数乗車券を使用する旅客を除く。)が、乗車券面に表示された区間外に誤って乗車した場合において、係員がその事実を認定したときは、その乗車券の有効期間内であるときに限って、最近の列車によって、その誤乗区間について、無賃送還の取扱いをする。

2 前項の取扱いをする場合の誤乗区間については、別に旅客運賃・料金を収受しない。

(誤乗区間無賃送還の取扱い)

第151条 前条の規定による無賃送還中は、途中下車の取扱いをしない。

2 旅客が無賃送還途中で駅に下車したときは、誤って乗車した区間及びすでに送還した区間に対して、それぞれ普通旅客運賃・料金を収受する。

(乗車券類の誤購入の場合の取扱い)

第152条 旅客が、誤ってその希望する乗車券類と異なる乗車券類を購入した場合において、その誤購入の事由が駅名の同一、類似、その他やむを得ないものと認められ、かつ、係員がその事由を認めたときは、正当な乗車券類に変更の取扱いをする。

2 前項の場合は、すでに収受した旅客運賃・料金と正当な旅客運賃・料金とを比較し、不足額は収受し、過剰額は払いもどしをする。

第8章 入場券

(入場券の発売)

第153条 次の各号に掲げる者が、乗車以外の目的で駅に入場しようとする場合は、入場券を購入し、これを所持しなければならない。この場合、入場者の年齢別の区分については第46条第1項の規定を準用する。

(1) 大人

- (2) 小児（大人又は小児が、2人を超える幼児を随伴するときは、その超える幼児については、小児とみなす。）
- 2 入場券は、駅において、係員又は自動券売機により発売する。この場合、入場券の使用時間を制限して発売することがある。
- 3 前項後段の規定により入場券の使用時間を制限する場合は、券面に発売時刻及び使用時間を制限する旨を表示して発売する。
- 4 入場券は、入場する日の当日に発売する。

（入場券の種類及び料金）

第 154 条 入場券は、普通入場券とし、その料金は、1枚につき大人 190 円、小児 100 円とする。

（入場券の効力）

- 第 155 条 普通入場券は、発売駅で発売当日中に 1 人 1 回に限り、使用することができる。この場合、第 153 条第 2 項の規定により使用時間を制限して発売した普通入場券にあっては、当該制限された使用時間（以下「制限使用時間」という。）内に限って使用することができる。
- 2 入場券所持者は、列車に立ち入ることができない。ただし、当社が特に認める場合は、この限りでない。

（入場券が無効となる場合）

第 156 条 入場券は、次の各号の 1 に該当する場合は、無効として回収する。

- (1) 券面表示事項をぬり消し、又は改変して使用したとき。
 - (2) 発売駅以外の駅で使用したとき。
 - (3) 大人が小児用の入場券を使用したとき。
 - (4) 制限使用時間を超えて使用したとき。ただし、この場合にあっては、使用時間のうち制限使用時間を超えた時間（以下「超過使用時間」という。）について無効とする。
 - (5) その他入場券を不正行為の手段として使用したとき。
- 2 前項の規定は、偽造の入場券を使用して入場した場合に準用する。

(入場券の様式)

第 157 条 入場券の様式は、次のとおりとする。

(1) 自動券売機用



(入場券の改札及び引渡し)

第 158 条 入場券は、入場の際に、係員に呈示して改札を受け、かつ、入鋏を受けるものとする。

2 入場券は、その使用を終えたときは、直ちに係員に引き渡すものとする。その効力を失った場合も同様とする。

(無札入場者)

第 159 条 乗車以外の目的によって、入場券を所持しないで入場した場合又は第 156 条第 1 項第 1 号から第 3 号及び第 5 号の規定により入場券を無効として回収した場合は、当該入場者から第 154 条の規定による入場料金を収受する。また、156 条第 1 項第 4 号に該当する場合（同項第 1 号から第 3 号まで又は第 5 号とあわせて該当する場合を含む。）は、超過使用時間を制限使用時間で除したもの（小数点以下切り上げ）に、第 154 条の規定による入場料金を乗じた額を収受する。

2 前項の規定は、第 156 条第 2 項の規定により偽造の入場券を回収した場合に準用する。

(入場料金の払いもどし)

第 160 条 入場券を所持するものは、第 7 条の規定により入場券の使用を制限し、又は停止した場合は、入場料金額の払いもどしを請求することができる。

2 前項による場合以外は、入場料金の払いもどしはしない。

第9章 手回り品

(手回り品及び持込禁制品)

第161条 旅客は、第162条又は第163条に規定するところにより、その携帯する物品を手回り品として車内に持ち込むことができる。ただし、次の各号の1に該当する物品は、車内に持ち込むことができない。

(1) 別表4に掲げるもの（以下「危険品」という。）及び他の旅客に危害を及ぼすおそれがあるもの

(2) 刃物（他の旅客に危害を及ぼすおそれがないよう梱包されたものを除く。）

(3) 暖炉及びこん炉（乗車中に使用しておそれがないと認められるもの及び懐炉を除く。ただし、不注意等により内容物が漏れ出ることがないように措置することとする。）

(1) 死体

(2) 動物（少量の小鳥・小虫類・初生ひな及び魚介類で容器に入れられたもの、又は第162条第3項に規定する身体障害者補助犬若しくは盲導犬又は第163条第2項の規定により持込みの承諾を受けた動物を除く。）

(6) 不潔又は臭気のため、他の旅客に迷惑をかけるおそれがあるもの

(7) 車両を破損するおそれがあるもの

2 前項ただし書第1号又は第2号の規定による物品の車内への持込みの防止その他車内及び乗降場内の保安上の理由により、旅客の立会いを求め、手回り品の内容を点検することがある。

3 旅客に対し、前項の点検の対象者の特定のための協力を求めることがある。

4 第2項又は前項の規定による協力の求めに応じたことによって、列車に乗車できないとき（第1項ただし書に定める物品を所持していなかった場合に限る。）は第143条第1項第1号ア、イ及びウのいずれかの取扱いを選択のうえ請求することができる。

5 第2項及び第3項の規定による手回り品の内容の点検の求め及び協力の求めに応じない旅客は、前途の乗車をすることができない。点検後の指示に従わない場合も同様とする。

6 前項の場合、旅客に対し、車内又は乗降場からの退去を求めることがある。

第161条の2 危険品のうち適用除外の物品は、不注意により内容物が漏れ出ることがないように適切な保管対応が行われたものに限って、手回り品として車内に持ち込むことができる。

(注) 揮発油等の可燃性液体そのものは、一切、車内に持ち込むことができない。

(無料手回り品)

第 162 条 旅客は、別に定める自己の身の回り品のほか、第 146 条に規定する以外の携帯できる物品であって、列車の状況により、運輸上支障を生ずるおそれがないと認められるときに限り、3 辺の最大の和が、250 センチメートル以内のもので、その重量が 30 キログラム以内のものを無料で車内に 2 個まで持ち込むことができる。ただし、長さ 2 メートルを超える物品は車内に持ち込むことができない。

2 旅客は、前項に規定する制限内であっても、自転車及びサーフボードについては、次の各号の 1 に該当する場合に限り、無料で車内に持ち込むことができる。

(1) 自転車にあつては、解体して専用の袋に収納したもの又は折りたたみ式自転車であつて、折りたたんで専用の袋に収納したもの

(2) サーフボードにあつては、専用の袋に収納したもの

3 旅客は、列車等の状況により、運輸上支障を生ずるおそれがないと認められる場合に限り、次の各号の一に該当する犬を無料で車内に随伴させることができる。

(1) 身体障害者補助犬法（平成 14 年法律第 49 号）第 16 条第 1 項に規定する認定を受けた身体障害者補助犬。ただし、同法第 12 条に規定された表示を行い、旅客が身体障害者補助犬認定証を所持する場合に限る。

(2) 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 14 条第 1 項にいう政令で定める盲導犬。ただし、盲導犬がハーネスをつけ、旅客が盲導犬使用者証を所持している場合に限る。

(有料手回り品及び手回り品料金)

第 163 条 旅客は、前条第 1 項に規定する制限を超える物品であっても、別に定めるものについては、当社の承諾を受け、手回り品料金を支払って、これを車内に持ち込むことができる。

2 旅客は、小犬、猫、はと又はこれらに類する小動物（猛獣及びへびの類を除く。）であつて、次の各号に該当するものは、前項の規定に準じて当社の承諾を受け、手回り品料金を支払って車内に持ち込むことができる。

(1) 他の旅客に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれがないとみとめられるものであつて、3 辺の最大の和が、120 センチメートル以内の専用の容器に収納したもの

(2) 専用の容器に収納した重量が 10 キログラム以内のもの

3 手回り品料金は、旅客の 1 回の乗車ごとに、1 個について 290 円とする。

(手回り品切符)

第 164 条 前条の規定により手回り品料金を支払って、有料手回り品を車内に持ち込む旅客に対しては、手回り品切符を交付する。

2 手回り品切符の様式は、次のとおりとする。

(1)

(手回り品切符の効力)

第 165 条 手回り品切符は、切符に表示された条件に従って当該手回り品を車内に持ち込む場合に限って有効とする。ただし、途中下車をしたときは、その効力を失う。

2 手回り品切符は、有料手回り品を持ち込むとき又は係員から請求があるときは、いつでもこれを呈示し、検査及び入録を受ける。また、途中下車又は下車するときは、これを係員に引き渡さなければならない。

(持込禁制品又は制限外手回り品を持ち込んだ場合の処置)

第 166 条 旅客が、第 161 条第 1 項ただし書の規定による車内に持ち込むことのできない物品又は第 162 条の規定による持込制限を超える物品を当社の承諾を受けずに車内に持ち込んだ場合は、旅客を最近の駅に下車させ、かつ、次の各号に定めるところより料金及び増料金を収受する。

- (1) 第 161 条第 1 項ただし書第 1 号から第 6 号までの規定による物品を持ち込んだときは、第 163 条第 3 項に規定する手回り品料金及びその 10 倍に相当する増料金を収受する。
- (2) 前号のほか、車内に持ち込むことのできない物品を持ち込んだ場合は、第 163 条第 3 項に規定する手回り品料金及びその 2 倍に相当する増料金を収受する。

- 2 着駅において、旅客が第 161 条第 1 項ただし書に規定する車内に持ち込むことのできない物品又は第 162 条に規定する持込制限を超える物品を当社の承諾を受けずに車内に持ち込んだことを発見した場合においては、前項の規定を準用する。

(持込禁制品を持ち込もうとした場合の処置)

第 167 条 旅客が、第 161 条第 1 項第 1 号から第 6 号までの規定による物品を車内に持ち込もうとした場合は、前条の規定を準用することがある。

- 2 前項の規定による手回り品料金及び増料金は、当該物品を持ち込もうとした駅と乗車券に表示された着駅との区間に対して計算する。ただし、旅客が有効の乗車券を所持していない場合は、当該物品を持ち込もうとした駅と列車の終着駅との区間に対して計算する。

(旅客運送の伴わない物品を持ち込んだ場合の処置)

第 168 条 旅客運送の伴わない物品を、手回り品のようには装う等の手段により物品の無賃運送を図った場合においては、無賃運送を図った者に対し、当該物品の運送区間について、第 166 条第 1 項の規定を準用する。

(手回り品の保管)

第 169 条 手回り品は、旅客において保管の責任を負うものとする。

第 10 章 携帯品の一時預り

(一時預りの取扱駅・取扱範囲及び取扱時間)

第 170 条 旅客の携帯品は、別表 5 に定める駅において、一時預りの取扱いをする。ただし、次の各号の 1 に該当する物品については、一時預りの取扱いをしない。

- (1) 1 個の長さが 2 メートル（運動用具、アウトドア用具を除く。）を超えるもの。
- (2) 1 個の最少の立方体の長さ、幅及び高さの和が 2 メートルを超えるもの。
- (3) 1 個の重量が 30 キログラムを超えるもの。
- (4) 他の物品を汚損するおそれがあるもの。
- (5) 臭気を発するもの、又は不潔なもの。
- (6) 腐敗又は変質しやすいもの。
- (7) 荷造が不完全なもの。
- (8) 危険品（旅客営業規則第 165 条第 1 項第 1 号別表 4 に掲げるもの。）
- (9) 易損品
- (10) 貴重品

- (1) 動物
- (2) 死体
- (3) その他、駅長が取扱できないと判断するもの。

2 一時預りの取扱時間は、当該駅に掲示する。

(種類及び性質の申出)

第 171 条 旅客は、携帯品預入れの際に、その種類及び性質を申し出るものとする。

2 容器・荷造等から携帯品の内容が判明せず、かつ、旅客の申出に疑があるときは、旅客においてその内容を明らかにした場合に限って一時預りの取扱いをする。

(一時預り料)

第 172 条 携帯品について一時預りの取扱いをする場合は、1 個 1 日 1 回について、別表 5 の一時預り 料を収受する。ただし、預入れの日から 6 日以後の日については、その 2 倍とする。

2 前項の規定による料金は、携帯品預入れの際に、預入れ当日 1 日分の相当額を収受し、預け日数が 2 日以上のもは、その残額を一時預り品引渡しの際に収受する。

(一時預り切符)

第 173 条 携帯品の一時的預りを受け付けるときは、一時預り切符を交付する。

2 一時預り切符の様式は、次のとおりとする。

	
乙 一時預り切符	
No. 09700 (現品査)	
料 (1日1回につき)	預り日付印
自転車以外の物品 円 ()	
自転車 円 ()	
翌日以降の預り料	引渡日付印
円 ()	
しなの鉄道 駅	
甲 一時預り切符	
No. 09700 (預主)	
料 (1日1回につき)	預り日付印
自転車以外の物品 円 ()	
自転車 円 ()	
翌日以降の預り料	引渡日付印
円 ()	
しなの鉄道 駅	

	
預け主住所・氏名	
殿	
注 意	
1 預り品受付の際に当日分の預り料をいただきます。翌日以降お引取りの場合は、荷物をお渡しの際にさらに預り料を申し受けます。 なお、預り料は、表面に記載の通りですが、6日目からは倍額となっております。	
2 預り期間は、15日以内ですが15日を過ぎてもお引取りのないときは、正規により処理することになっております。	
3 預り品は、この切符と引換にお渡しいたします。	

備考 (1) 甲及び乙の2片制とし、甲片を預け主に交付する。

(2) 黒色刷りとする。

(一時預り期間)

第 174 条 預け主は、預入れの日から 15 日以内に、一時預り品を引き取らなければならない。

2 前項に規定する期間内に一時預り品を引き取らない場合は、事故荷物として、預け駅又は当社が指定した駅において保管する。

(一時預り品の引渡し)

第 175 条 一時預り品は、一時預り切符と引換に引渡しをする。ただし、当社が正当権利者であると認めるときは、その受領印を受けて引渡しをする。

2 前項において、正当権利者であると認めることが困難な場合は、当社の定めるところにより、資力信用が十分であると認める者を保証人とする連帯保証書の提出を受けて一時預り品の引渡しをする。

附則

1

この達は平成9年10月1日から施行する。

2 (平成27年2月20日 26社達第54号)

この達は平成27年2月21日から施行する。

3 (平成28年5月13日 28社達第4号)

この達は平成28年6月1日から施行する。

4 (平成28年8月26日 28社達第9号)

この達は平成28年9月1日から施行する。

5 (平成29年10月20日 29社達第11号)

この達は平成29年10月27日から施行する。

6 (2019年9月27日 2019社達第12号)

この達は2019年10月1日から施行する。

7 (2021年7月30日 2021社達第22号)

この達は2021年8月1日から施行する。

8 (2025年2月20日 2024社達第14号)

この達は2025年3月15日から施行する。

9 (2025年2月20日 2024社達第16号)

この達は2025年4月1日から施行する。

10 (2025年5月8日 2025社達第8号)

この達は2025年6月1日から施行する。

11 (2026年3月14日 2025社達第94号)

この達は2026年3月14日から施行する。

駅間営業キロ（第14条関係）

（しなの鉄道線）

篠ノ井																				
3.3	屋代高校前																			
5.2	1.9	屋代																		
8.0	4.7	2.8	千曲																	
10.2	6.9	5.0	2.2	戸倉																
14.7	11.4	9.5	6.7	4.5	坂城															
17.2	13.9	12.0	9.2	7.0	2.5	テノさかき														
20.7	17.4	15.5	12.7	10.5	6.0	3.5	西上田													
25.1	21.8	19.9	17.1	14.9	10.4	7.9	4.4	上田												
28.0	24.7	22.8	20.0	17.8	13.3	10.8	7.3	2.9	信濃国分寺											
30.4	27.1	25.2	22.4	20.2	15.7	13.2	9.7	5.3	2.4	大屋										
33.8	30.5	28.6	25.8	23.6	19.1	16.6	13.1	8.7	5.8	3.4	田中									
37.2	33.9	32.0	29.2	27.0	22.5	20.0	16.5	12.1	9.2	6.8	3.4	滋野								
43.1	39.8	37.9	35.1	32.9	28.4	25.9	22.4	18.0	15.1	12.7	9.3	5.9	小諸							
46.8	43.5	41.6	38.8	36.6	32.1	29.6	26.1	21.7	18.8	16.4	13.0	9.6	3.7	平原						
51.9	48.6	46.7	43.9	41.7	37.2	34.7	31.2	26.8	23.9	21.5	18.1	14.7	8.8	5.1	御代田					
57.9	54.6	52.7	49.9	47.7	43.2	40.7	37.2	32.8	29.9	27.5	24.1	20.7	14.8	11.1	6.0	信濃追分				
61.1	57.8	55.9	53.1	50.9	46.4	43.9	40.4	36.0	33.1	30.7	27.3	23.9	18.0	14.3	9.2	3.2	中軽井沢			
65.1	61.8	59.9	57.1	54.9	50.4	47.9	44.4	40.0	37.1	34.7	31.3	27.9	22.0	18.3	13.2	7.2	4.0	軽井沢		

単位：キロメートル

別表1-1

駅間営業キロ（第14条関係）
（北しなの線）

	駅名	妙高高原							
北 し な の 線	黒姫	8.4	黒姫						
	古間	12.2	3.8	古間					
	牟礼	18.7	10.3	6.5	牟礼				
	豊野	26.5	18.1	14.3	7.8	豊野			
	三才	30.5	22.1	18.3	11.8	4.0	三才		
	北長野	33.4	25.0	21.2	14.7	6.9	2.9	北長野	
	長野	37.3	28.9	25.1	18.6	10.8	6.8	3.9	長野
し な の 鉄 道 線 （ 北 し な の 線 通 算 ）	屋代高校前	40.6	32.2	28.4	21.9	14.1	10.1	7.2	屋代高校前
	屋代	42.5	34.1	30.3	23.8	16.0	12.0	9.1	屋代
	千曲	45.3	36.9	33.1	26.6	18.8	14.8	11.9	千曲
	戸倉	47.5	39.1	35.3	28.8	21.0	17.0	14.1	戸倉
	坂城	52.0	43.6	39.8	33.3	25.5	21.5	18.6	坂城
	テクノさかき	54.5	46.1	42.3	35.8	28.0	24.0	21.1	テクノさかき
	西上田	58.0	49.6	45.8	39.3	31.5	27.5	24.6	西上田
	上田	62.4	54.0	50.2	43.7	35.9	31.9	29.0	上田
	信濃国分寺	65.3	56.9	53.1	46.6	38.8	34.8	31.9	信濃国分寺
	大屋	67.7	59.3	55.5	49.0	41.2	37.2	34.3	大屋
	田中	71.1	62.7	58.9	52.4	44.6	40.6	37.7	田中
	滋野	74.5	66.1	62.3	55.8	48.0	44.0	41.1	滋野
	小諸	80.4	72.0	68.2	61.7	53.9	49.9	47.0	小諸
	平原	84.1	75.7	71.9	65.4	57.6	53.6	50.7	平原
	御代田	89.2	80.8	77.0	70.5	62.7	58.7	55.8	御代田
	信濃追分	95.2	86.8	83.0	76.5	68.7	64.7	61.8	信濃追分
中軽井沢	98.4	90.0	86.2	79.7	71.9	67.9	65.0	中軽井沢	
軽井沢	102.4	94.0	90.2	83.7	75.9	71.9	69.0	軽井沢	

単位：キロメートル

別表2 割引の旅客運賃の種類、発売条件、割引率等（第45条関係）

○ 第45条第1項の割引額は、表中に定める割引率をもって計算する。

割引種別	割引運賃の種類	発売条件	割引率
1 被救護者割引 【券面の割引表示】 被救護者用「救」 付添人用「添」	普通旅客運賃 (片道、往復)	(1) 東日本旅客鉄道株式会社学校及び救護施設指定取扱規則（昭和62年4月東日本旅客鉄道株式会社公告第6号。）第21条に規定する施設（以下「指定救護施設」という。）に保護又は救護される者（以下「被救護者」という。）が別に規定する被救護者旅客運賃割引証を提出した場合に発売する。 (2) 旅客運賃割引証1枚について1人1回に限る (3) 被救護者が老幼・虚弱若しくは障害のため、又は逃亡のおそれがあるため、被救護者に付添人をつける場合で、被救護者とその付添人とが同時に同一の区間の乗車券を購入するときは、被救護者1人について付添人1人をつけることができる。（この場合は、被救護者が往路用の片道乗車券であっても、付添人に対しては往復乗車券を発売できる。）	5割引
2 身体障害者割引 【券面の割引表示】 ○単独の場合「身」 ○介護者付の場合 身体障害者用「障」 介護者用「介」	普通旅客運賃 (片道、往復)	(1) 第1種又は第2種身体障害者が身体障害者手帳を呈示した場合に発売する。 (2) 第1種身体障害者が介護者（1人を限度）とともに身体障害者手帳を呈示して、同時に同一種類、同一区間、同一期間の乗車券を購入し同一列車に乗車する場合は、本人及び介護者に対して発売する。	5割引
※ 身体障害者の第1種、第2種の区分等、ここに記載していない事項については、東日本旅客鉄道株式会社身体障害者旅客運賃割引規則及び同取扱基準規程を準用する。	定期旅客運賃	(1) 第1種又は第2種身体障害者が身体障害者手帳を呈示し、口頭又は、適宜な申込書を提出した場合に発売する。 (2) 第1種身体障害者及び12才未満の第2種身体障害者が介護者（1人を限度）とともに身体障害者手帳を呈示して、同時に同一種類、同一区間、同一期間の乗車券を購入し、同一列車に乗車する場合は、本人及び介護者に対して発売する。ただし、通学定期乗車券を発売する場合は、介護者が通学定期乗車券の使用資格者であっても、介護者に対しては通勤定期乗車券を発売する。なお、小児定期旅客運賃については、割引の取扱いをしない。	
	普通回数旅客運賃	(1) 第1種又は第2種身体障害者が身体障害者手帳を呈示し、口頭又は、適宜な申込書を提出した場合に発売する。 (2) 第1種身体障害者が介護者（1人を限度）とともに身体障害者手帳を呈示して、同時に同一種類、同一区間、同一期間の乗車券を購入し、同一列車に乗車する場合は、本人及び介護者に対して発売する。	

割引種別	割引運賃の種類	発売条件	割引率
3 知的障害者割引 【券面の割引表示】 ○単独の場合 「療」 ○介護者付の場合 知的障害者用「育」 介護者用 「護」 ※ 知的障害者の第1種、第2種の区分等、ここに記載していない事項については、東日本旅客鉄道株式会社知的障害者旅客運賃割引規則及び同取扱基準規程を準用する。	普通旅客運賃 (片道、往復)	(1) 第1種又は第2種知的障害者が療育手帳を呈示した場合に発売する。 (2) 第1種知的障害者が介護者（1人を限度）とともに療育手帳を呈示して、同時に同一種類、同一区間、同一期間の乗車券を購入し同一列車に乗車する場合は、本人及び介護者に対して発売する。	5割引
	定期旅客運賃	(1) 第1種又は第2種知的障害者が療育手帳を呈示し、口頭又は、適宜な申込書を提出した場合に発売する。 (2) 第1種知的障害者及び12才未満の第2種知的障害者が介護者（1人を限度）とともに療育手帳を呈示して、同時に同一種類、同一区間、同一期間の乗車券を購入し、同一列車に乗車する場合は、本人及び介護者に対して発売する。ただし、通学定期乗車券を発売する場合は、介護者が通学定期乗車券の使用資格者であっても介護者に対しては通勤定期乗車券を発売する。なお、小児定期旅客運賃については、割引の取扱いをしない。	
	普通回数旅客運賃	(1) 1種又は第2種知的障害者が療育手帳を呈示し、口頭又は、適宜な申込書を提出した場合に発売する。 (2) 第1種知的障害者が介護者（1人を限度）とともに療育手帳を呈示して、同時に同一種類、同一区間、同一期間の乗車券を購入し、同一列車に乗車する場合は、本人及び介護者に対して発売する。	

割引種別	割引運賃の種類	発売条件	割引率
4 精神障害者割引 【券面の割引表字】 ○単独の場合「健割」 ○介護者付の場合 精神障害者用「福割」 介護者用「付割」 ※精神障害者の第1種、第2種の区分等、ここに記載していない事項については、東日本旅客鉄道株式会社精神障害者旅客運賃割引規則及び同取扱基準規程を準用する。	普通旅客運賃 (片道、往復)	(1) 第1種又は第2種精神障害者が精神障害者保健福祉手帳(表紙の記載は「障害者手帳」)を呈示した場合に発売する。 (2) 第1種精神障害者が介護者(1人を限度)とともに精神障害者保健福祉手帳を呈示して、同時に同一種類、同一区間、同一期間の乗車券を購入し同一列車に乗車する場合は、本人及び介護者に対して発売する。	5割引
	定期旅客運賃	(1) 第1種又は第2種精神障害者が精神障害者保健福祉手帳を呈示し、口頭又は、適宜な申込書を提出した場合に発売する。 (2) 第1種精神障害者及び12才未満の第2種精神障害者が介護者(1人を限度)とともに精神障害者保健福祉手帳を呈示して、同時に同一種類、同一区間、同一期間の乗車券を購入し、同一列車に乗車する場合は、本人及び介護者に対して発売する。ただし、通学定期乗車券を発売する場合は、介護者が通学定期乗車券の使用資格者であっても介護者に対しては通勤定期乗車券を発売する。なお、小児定期旅客運賃については、割引の取扱いをしない。	
	普通回数旅客運賃	(1) 第1種又は第2種精神障害者が精神障害者保健福祉手帳を呈示し、口頭又は、適宜な申込書を提出した場合に発売する。 (2) 第1種精神障害者が介護者(1人を限度)とともに精神障害者保健福祉手帳を呈示して、同時に同一種類、同一区間、同一期間の乗車券を購入し、同一列車に乗車する場合は、本人及び介護者に対して発売する。	
5 割引の定期乗車券 (中学生、小学生) ※中学生は、中等教育学校の前期課程の生徒を含む。 【券面の割引表示】 中学生用「中・学」 小学生用「小・学」	通学定期旅客運賃	(1) 中学校(中等教育学校の前期課程の生徒を含む。)及び特殊支援学校の中学部の生徒に対し発売する。 (2) 小学校及び特殊支援学校の小学部の児童に対し発売する。	中学部の生徒 大人の 4割引 小学部の児童 小児の 4割引
6 通学用割引普通回数乗車券 (通信教育) 【券面の割引表示】 第1号の学生用 「学47」 第2号の生徒用 「学41」	普通回数旅客運賃 (大人のみ)	通信教育を行う次の学生又は生徒が、面接授業又は試験のため、当社線の区間を同じくして乗車する場合で、その指定学校の代表者が必要事項を記入して発行した旅客運賃割引証を提出した場合は、当該指定学校の最寄り駅までの区間について発売する。 (1) 放送大学学園法(平成14年法律第156号)第20条の規定により設置された大学の学生 (2) 通信教育を行う高等学校の生徒	2割引 5割引

別表3 旅客運賃（第48条、第51条関係）

営業キロ	普通旅客運賃	通勤定期旅客運賃			通学定期旅客運賃		
		1箇月	3箇月	6箇月	1箇月	3箇月	6箇月
1キロメートル	190	6,790	19,360	36,670	4,860	13,860	26,250
2キロメートル	190	6,790	19,360	36,670	4,860	13,860	26,250
3キロメートル	190	6,790	19,360	36,670	4,860	13,860	26,250
4キロメートル	230	8,300	23,660	44,820	5,940	16,930	32,080
5キロメートル	230	8,300	23,660	44,820	5,940	16,930	32,080
6キロメートル	230	8,300	23,660	44,820	5,940	16,930	32,080
7キロメートル	240	8,680	24,740	46,880	6,200	17,670	33,480
8キロメートル	240	8,680	24,740	46,880	6,200	17,670	33,480
9キロメートル	240	8,680	24,740	46,880	6,200	17,670	33,480
10キロメートル	260	9,050	25,800	48,870	6,480	18,470	35,000
11キロメートル	260	9,050	25,800	48,870	6,480	18,470	35,000
12キロメートル	280	9,810	27,960	52,980	7,030	20,040	37,970
13キロメートル	300	10,560	30,100	57,030	7,480	21,320	40,400
14キロメートル	320	11,320	32,270	61,130	7,950	22,660	42,930
15キロメートル	340	12,450	35,490	67,230	8,660	24,690	46,770
16キロメートル	360	13,200	37,620	71,280	9,090	25,910	49,090
17キロメートル	390	13,950	39,760	75,330	9,510	27,110	51,360
18キロメートル	410	14,710	41,930	79,440	9,900	28,220	53,460
19キロメートル	430	15,460	44,070	83,490	10,310	29,390	55,680
20キロメートル	450	16,210	46,200	87,540	10,700	30,500	57,780
21キロメートル	480	16,970	48,370	91,640	11,090	31,610	59,890
22キロメートル	500	17,720	50,510	95,690	11,470	32,690	61,940
23キロメートル	520	18,480	52,670	99,800	11,800	33,630	63,720
24キロメートル	540	19,230	54,810	103,850	12,170	34,690	65,720
25キロメートル	560	20,370	58,060	110,000	12,740	36,310	68,800
26キロメートル	580	21,120	60,200	114,050	13,070	37,250	70,580
27キロメートル	610	21,880	62,360	118,160	13,400	38,190	72,360
28キロメートル	630	22,630	64,500	122,210	13,690	39,020	73,930
29キロメートル	650	23,390	66,670	126,310	13,980	39,850	75,500
30キロメートル	670	24,140	68,800	130,360	14,290	40,730	77,170
31キロメートル	690	24,890	70,940	134,410	14,550	41,470	78,570
32キロメートル	720	25,650	73,110	138,510	14,810	42,210	79,980
33キロメートル	740	26,400	75,240	142,560	15,070	42,950	81,380
34キロメートル	760	27,150	77,380	146,610	15,310	43,640	82,680
35キロメートル	780	28,280	80,600	152,720	15,760	44,920	85,110
36キロメートル	800	29,040	82,770	156,820	15,990	45,580	86,350
37キロメートル	830	29,790	84,910	160,870	16,200	46,170	87,480
38キロメートル	850	30,550	87,070	164,970	16,610	47,340	89,700
39キロメートル	870	31,300	89,210	169,020	17,030	48,540	91,970
40キロメートル	890	32,050	91,350	173,070	17,450	49,740	94,230
41キロメートル	910	32,810	93,510	177,180	17,850	50,880	96,390
42キロメートル	940	33,570	95,680	181,280	18,250	52,020	98,550
43キロメートル	960	34,320	97,820	185,330	18,660	53,190	100,770
44キロメートル	980	35,080	99,980	189,440	19,080	54,380	103,040
45キロメートル	1,000	36,210	103,200	195,540	19,700	56,150	106,380
46キロメートル	1,020	36,960	105,340	199,590	20,100	57,290	108,540
47キロメートル	1,050	37,720	107,510	203,690	20,500	58,430	110,700
48キロメートル	1,070	38,470	109,640	207,740	20,920	59,630	112,970
49キロメートル	1,090	39,220	111,780	211,790	21,330	60,800	115,190
50キロメートル	1,110	39,980	113,950	215,900	21,740	61,960	117,400
51キロメートル	1,130	40,730	116,090	219,950	22,140	63,100	119,560
52キロメートル	1,160	41,480	118,220	224,000	22,560	64,300	121,830
53キロメートル	1,180	42,240	120,390	228,100	22,970	65,470	124,040
54キロメートル	1,200	42,990	122,530	232,150	23,380	66,640	126,260
55キロメートル	1,220	44,120	125,750	238,250	24,000	68,400	129,600
56キロメートル	1,240	44,880	127,910	242,360	24,400	69,540	131,760
57キロメートル	1,270	45,630	130,050	246,410	24,810	70,710	133,980
58キロメートル	1,290	46,390	132,220	250,510	25,220	71,880	136,190
59キロメートル	1,310	47,150	134,380	254,610	25,650	73,110	138,510
60キロメートル	1,330	47,900	136,520	258,660	26,040	74,220	140,620

別表3-1 旅客運賃（第48条、第51条関係）

営業キロ	普通旅客運賃	通勤定期旅客運賃			通学定期旅客運賃		
		1箇月	3箇月	6箇月	1箇月	3箇月	6箇月
61キロメートル	1,350	48,650	138,660	262,710	26,450	75,390	142,830
62キロメートル	1,380	49,410	140,820	266,820	26,870	76,580	145,100
63キロメートル	1,400	50,160	142,960	270,870	27,270	77,720	147,260
64キロメートル	1,420	50,920	145,130	274,970	27,670	78,860	149,420
65キロメートル	1,440	52,050	148,350	281,070	28,300	80,660	152,820
66キロメートル	1,470	52,800	150,480	285,120	28,710	81,830	155,040
67キロメートル	1,490	53,530	152,570	289,070	29,090	82,910	157,090
68キロメートル	1,510	54,270	154,670	293,060	29,490	84,050	159,250
69キロメートル	1,530	55,000	156,750	297,000	29,880	85,160	161,360
70キロメートル	1,550	55,730	158,840	300,950	30,290	86,330	163,570
71キロメートル	1,570	56,470	160,940	304,940	30,690	87,470	165,730
72キロメートル	1,600	57,570	164,080	310,880	31,280	89,150	168,920
73キロメートル	1,620	58,300	166,160	314,820	31,690	90,320	171,130
74キロメートル	1,640	59,030	168,240	318,770	32,080	91,430	173,240
75キロメートル	1,660	59,770	170,350	322,760	32,480	92,570	175,400
76キロメートル	1,680	60,500	172,430	326,700	32,880	93,710	177,560
77キロメートル	1,710	61,230	174,510	330,650	33,280	94,850	179,720
78キロメートル	1,730	62,330	177,650	336,590	33,880	96,560	182,960
79キロメートル	1,750	63,070	179,750	340,580	34,270	97,670	185,060
80キロメートル	1,770	63,800	181,830	344,520	34,670	98,810	187,220
81キロメートル	1,790	64,530	183,920	348,470	35,070	99,950	189,380
82キロメートル	1,820	65,270	186,020	352,460	35,460	101,070	191,490
83キロメートル	1,840	66,000	188,100	356,400	35,860	102,210	193,650
84キロメートル	1,860	67,100	191,240	362,340	36,460	103,920	196,890
85キロメートル	1,880	67,830	193,320	366,290	36,860	105,060	199,050
86キロメートル	1,900	68,570	195,430	370,280	37,260	106,200	201,210
87キロメートル	1,930	69,300	197,510	374,220	37,650	107,310	203,310
88キロメートル	1,950	70,030	199,590	378,170	38,050	108,450	205,470
89キロメートル	1,970	70,770	201,700	382,160	38,460	109,620	207,690
90キロメートル	1,990	71,500	203,780	386,100	38,860	110,760	209,850
91キロメートル	2,010	72,600	206,910	392,040	39,450	112,440	213,030
92キロメートル	2,040	73,330	209,000	395,990	39,840	113,550	215,140
93キロメートル	2,060	74,070	211,100	399,980	40,250	114,720	217,350
94キロメートル	2,080	74,800	213,180	403,920	40,650	115,860	219,510
95キロメートル	2,100	75,530	215,270	407,870	41,050	117,000	221,670
96キロメートル	2,120	76,270	217,370	411,860	41,440	118,110	223,780
97キロメートル	2,150	77,370	220,510	417,800	42,040	119,820	227,020
98キロメートル	2,170	78,100	222,590	421,740	42,440	120,960	229,180
99キロメートル	2,190	78,830	224,670	425,690	42,840	122,100	231,340
100キロメートル	2,210	79,570	226,780	429,680	43,240	123,240	233,500
101キロメートル	2,230	80,300	228,860	433,620	43,630	124,350	235,610
102キロメートル	2,260	81,030	230,940	437,570	44,030	125,490	237,770
103キロメートル	2,280	82,130	234,080	443,510	44,630	127,200	241,010

駅間普通旅客運賃表（しなの鉄道線）

篠ノ井																			
230	屋代高校前																		
230	190	屋代																	
240	230	190	千曲																
260	240	230	190	戸倉															
340	280	260	240	230	坂城														
410	320	280	260	240	190	テノさかき													
480	410	360	300	260	230	230	西上田												
580	500	450	410	340	260	240	230	上田											
630	560	520	450	410	320	260	240	190	信濃国分寺										
690	630	580	520	480	360	320	260	230	190	大屋									
760	690	650	580	540	450	390	320	240	230	230	田中								
850	760	720	670	610	520	450	390	300	260	240	230	滋野							
980	890	850	800	740	650	580	520	410	360	300	260	230	小諸						
1,050	980	940	870	830	740	670	610	500	430	390	300	260	230	平原					
1,160	1,090	1,050	980	940	850	780	720	610	540	500	430	340	240	230	御代田				
1,290	1,220	1,180	1,110	1,070	980	910	850	740	670	630	560	480	340	280	230	信濃追分			
1,380	1,290	1,240	1,200	1,130	1,050	980	910	800	760	690	630	540	410	340	260	230	中軽井沢		
1,470	1,380	1,330	1,290	1,220	1,130	1,070	1,000	890	850	780	720	630	500	430	320	240	230	軽井沢	

単位：円

別表 3 - 3

駅間普通旅客運賃表（北しなの線）

駅名	妙高高原							
黒姫	240	黒姫						
古間	300	230	古間					
牟礼	430	260	240	牟礼				
豊野	610	430	340	240	豊野			
三才	690	520	430	280	230	三才		
北長野	760	560	500	340	240	190	北長野	
長野	850	650	580	430	260	240	230	長野
篠ノ井	1,050	850	780	630	460	440	430	篠ノ井
屋代高校前	1,110	940	850	700	540	460	440	屋代高校前
屋代	1,160	980	890	740	560	480	460	屋代
千曲	1,220	1,030	960	810	630	540	480	千曲
戸倉	1,270	1,090	1,000	850	680	590	540	戸倉
坂城	1,360	1,180	1,090	960	780	700	630	坂城
テクノさかき	1,420	1,250	1,160	1,000	830	740	700	テクノさかき
西上田	1,490	1,310	1,220	1,090	920	830	760	西上田
上田	1,600	1,400	1,330	1,180	1,000	920	850	上田
信濃国分寺	1,670	1,470	1,400	1,250	1,070	980	920	信濃国分寺
大屋	1,710	1,530	1,440	1,290	1,140	1,050	980	大屋
田中	1,800	1,600	1,510	1,380	1,200	1,110	1,050	田中
滋野	1,860	1,690	1,600	1,440	1,270	1,180	1,140	滋野
小諸	1,990	1,800	1,730	1,580	1,400	1,310	1,250	小諸
平原	2,080	1,880	1,800	1,670	1,490	1,400	1,330	平原
御代田	2,190	1,990	1,910	1,770	1,600	1,510	1,440	御代田
信濃追分	2,320	2,130	2,040	1,910	1,730	1,640	1,580	信濃追分
中軽井沢	2,390	2,190	2,130	1,970	1,800	1,710	1,640	中軽井沢
軽井沢	2,480	2,280	2,210	2,060	1,880	1,800	1,730	軽井沢

単位：円

駅間通勤定期旅客運賃表（1箇月）
 （北しなの線）

駅名	妙高高原							
黒姫	8,680	黒姫						
古間	10,560	8,300	古間					
牟礼	15,460	9,050	8,680	牟礼				
豊野	21,880	15,460	12,450	8,680	豊野			
三才	24,890	18,480	15,460	9,810	8,300	三才		
北長野	27,150	20,370	17,720	12,450	8,680	6,790	北長野	
長野	30,550	23,390	21,120	15,460	9,050	8,680	8,300	長野
篠ノ井	36,490	29,330	27,060	21,400	14,990	14,620	14,240	篠ノ井
屋代高校前	38,750	32,340	29,330	23,660	18,390	14,990	14,620	屋代高校前
屋代	40,260	34,220	30,830	25,170	19,140	15,750	14,990	屋代
千曲	42,900	35,730	33,090	27,820	21,400	18,390	15,750	千曲
戸倉	44,410	37,990	34,980	29,330	22,910	19,890	18,390	戸倉
坂城	47,420	41,020	37,990	33,090	27,060	23,660	21,400	坂城
テクノさかき	50,060	43,660	40,260	34,980	28,570	25,170	23,660	テクノさかき
西上田	52,330	45,920	42,900	37,990	31,590	28,570	26,310	西上田
上田	56,100	48,930	46,670	41,020	34,980	31,590	29,330	上田
信濃国分寺	58,740	51,570	48,930	43,660	37,240	34,220	31,590	信濃国分寺
大屋	60,210	53,840	50,820	45,160	39,510	36,490	34,220	大屋
田中	63,510	56,100	53,090	48,180	42,150	38,750	36,490	田中
滋野	65,710	59,470	56,100	50,820	44,410	41,020	39,510	滋野
小諸	70,470	63,510	60,940	55,350	48,930	45,920	43,660	小諸
平原	73,770	66,440	63,510	58,740	52,330	48,930	46,670	平原
御代田	77,440	70,470	67,170	62,410	56,100	53,090	50,820	御代田
信濃追分	82,210	75,240	71,940	67,170	60,940	57,990	55,350	信濃追分
中軽井沢	84,770	77,440	75,240	69,740	63,510	60,210	57,990	中軽井沢
軽井沢	88,070	80,740	78,540	73,040	66,440	63,510	60,940	軽井沢

単位：円

駅間通勤定期旅客運賃表（3箇月）
 （北しなの線）

駅名	妙高高原							
黒姫	24,740	黒姫						
古間	30,100	23,660	古間					
牟礼	44,070	25,800	24,740	牟礼				
豊野	62,360	44,070	35,490	24,740	豊野			
三才	70,940	52,670	44,070	27,960	23,660	三才		
北長野	77,380	58,060	50,510	35,490	24,740	19,360	北長野	
長野	87,070	66,670	60,200	44,070	25,800	24,740	23,660	長野
篠ノ井	104,000	83,600	77,130	61,000	42,730	41,670	40,590	篠ノ井
屋代高校前	110,440	92,170	83,600	67,440	52,420	42,730	41,670	屋代高校前
屋代	114,750	97,530	87,870	71,740	54,550	44,890	42,730	屋代
千曲	122,270	101,840	94,310	79,290	61,000	52,420	44,890	千曲
戸倉	126,570	108,280	99,700	83,600	65,300	56,690	52,420	戸倉
坂城	135,150	116,910	108,280	94,310	77,130	67,440	61,000	坂城
テクノさかき	142,680	124,440	114,750	99,700	81,430	71,740	67,440	テクノさかき
西上田	149,150	130,880	122,270	108,280	90,040	81,430	74,990	西上田
上田	159,890	139,460	133,020	116,910	99,700	90,040	83,600	上田
信濃国分寺	167,410	146,980	139,460	124,440	106,140	97,530	90,040	信濃国分寺
大屋	171,600	153,450	144,840	128,710	112,610	104,000	97,530	大屋
田中	181,010	159,890	151,310	137,320	120,130	110,440	104,000	田中
滋野	187,280	169,500	159,890	144,840	126,570	116,910	112,610	滋野
小諸	200,850	181,010	173,680	157,750	139,460	130,880	124,440	小諸
平原	210,250	189,360	181,010	167,410	149,150	139,460	133,020	平原
御代田	220,710	200,850	191,440	177,870	159,890	151,310	144,840	御代田
信濃追分	234,300	214,440	205,030	191,440	173,680	165,280	157,750	信濃追分
中軽井沢	241,600	220,710	214,440	198,760	181,010	171,600	165,280	中軽井沢
軽井沢	251,010	230,110	223,840	208,170	189,360	181,010	173,680	軽井沢

単位：円

駅間通勤定期旅客運賃表（6箇月）
 （北しなの線）

駅名	妙高高原							
黒姫	46,880	黒姫						
古間	57,030	44,820	古間					
牟礼	83,490	48,870	46,880	牟礼				
豊野	118,160	83,490	67,230	46,880	豊野			
三才	134,410	99,800	83,490	52,980	44,820	三才		
北長野	146,610	110,000	95,690	67,230	46,880	36,670	北長野	
長野	164,970	126,310	114,050	83,490	48,870	46,880	44,820	長野
篠ノ井	193,490	154,830	142,570	112,010	77,390	75,400	73,340	篠ノ井
屋代高校前	205,700	171,080	154,830	124,210	95,750	77,390	75,400	屋代高校前
屋代	213,850	181,240	162,930	132,370	99,800	81,500	77,390	屋代
千曲	228,110	189,390	175,130	146,680	112,010	95,750	81,500	千曲
戸倉	236,260	201,590	185,340	154,830	120,160	103,850	95,750	戸倉
坂城	252,520	217,960	201,590	175,130	142,570	124,210	112,010	坂城
テクノさかき	266,770	232,210	213,850	185,340	150,730	132,370	124,210	テクノさかき
西上田	279,030	244,420	228,110	201,590	167,030	150,730	138,520	西上田
上田	299,390	260,670	248,470	217,960	185,340	167,030	154,830	上田
信濃国分寺	313,640	274,930	260,670	232,210	197,540	181,240	167,030	信濃国分寺
大屋	321,580	287,180	270,880	240,310	209,800	193,490	181,240	大屋
田中	339,400	299,390	283,130	256,620	224,060	205,700	193,490	田中
滋野	351,280	317,590	299,390	270,880	236,260	217,960	209,800	滋野
小諸	376,990	339,400	325,520	295,340	260,670	244,420	232,210	小諸
平原	394,810	355,220	339,400	313,640	279,030	260,670	248,470	平原
御代田	414,620	376,990	359,170	333,460	299,390	283,130	270,880	御代田
信濃追分	440,380	402,740	384,920	359,170	325,520	309,590	295,340	信濃追分
中軽井沢	454,210	414,620	402,740	373,040	339,400	321,580	309,590	中軽井沢
軽井沢	472,030	432,440	420,560	390,860	355,220	339,400	325,520	軽井沢

単位：円

駅間通学定期旅客運賃表（1箇月）

（しなの鉄道線）

単位：円

篠ノ井																				
5,940	屋代高校前																			
5,940	4,860	屋代																		
6,200	5,940	4,860	千曲																	
6,480	6,200	5,940	4,860	戸倉																
8,660	7,030	6,480	6,200	5,940	坂城															
9,900	7,950	7,030	6,480	6,200	4,860	テノさかき														
11,090	9,900	9,090	7,480	6,480	5,940	5,940	西上田													
13,070	11,470	10,700	9,900	8,660	6,480	6,200	5,940	上田												
13,690	12,740	11,800	10,700	9,900	7,950	6,480	6,200	4,860	信濃国分寺											
14,550	13,690	13,070	11,800	11,090	9,090	7,950	6,480	5,940	4,860	大屋										
15,310	14,550	13,980	13,070	12,170	10,700	9,510	7,950	6,200	5,940	5,940	田中									
16,610	15,310	14,810	14,290	13,400	11,800	10,700	9,510	7,480	6,480	6,200	5,940	滋野								
19,080	17,450	16,610	15,990	15,070	13,980	13,070	11,800	9,900	9,090	7,480	6,480	5,940	小諸							
20,500	19,080	18,250	17,030	16,200	15,070	14,290	13,400	11,470	10,310	9,510	7,480	6,480	5,940	平原						
22,560	21,330	20,500	19,080	18,250	16,610	15,760	14,810	13,400	12,170	11,470	10,310	8,660	6,200	5,940	御代田					
25,220	24,000	22,970	21,740	20,920	19,080	17,850	16,610	15,070	14,290	13,690	12,740	11,090	8,660	7,030	5,940	信濃追分				
26,870	25,220	24,400	23,380	22,140	20,500	19,080	17,850	15,990	15,310	14,550	13,690	12,170	9,900	8,660	6,480	5,940	中軽井沢			
28,710	26,870	26,040	25,220	24,000	22,140	20,920	19,700	17,450	16,610	15,760	14,810	13,690	11,470	10,310	7,950	6,200	5,940	軽井沢		

駅間通学定期旅客運賃表（1箇月）
 （北しなの線）

駅名	妙高高原							
黒姫	6,200	黒姫						
古間	7,480	5,940	古間					
牟礼	10,310	6,480	6,200	牟礼				
豊野	13,400	10,310	8,660	6,200	豊野			
三才	14,550	11,800	10,310	7,030	5,940	三才		
北長野	15,310	12,740	11,470	8,660	6,200	4,860	北長野	
長野	16,610	13,980	13,070	10,310	6,480	6,200	5,940	長野
篠ノ井	21,450	18,820	17,910	15,150	11,320	11,040	10,780	篠ノ井
屋代高校前	22,690	19,910	18,820	16,310	13,500	11,320	11,040	屋代高校前
屋代	23,500	20,600	19,390	17,010	13,930	11,870	11,320	屋代
千曲	24,940	21,040	20,150	18,240	15,150	13,500	11,870	千曲
戸倉	25,760	22,290	20,830	18,820	15,930	14,350	13,500	戸倉
坂城	27,400	23,920	22,290	20,150	17,910	16,310	15,150	坂城
テクノさかき	28,840	25,340	23,500	20,830	18,530	17,010	16,310	テクノさかき
西上田	30,060	26,580	24,940	22,290	19,650	18,530	17,580	西上田
上田	32,110	28,220	26,980	23,920	20,830	19,650	18,820	上田
信濃国分寺	33,550	29,650	28,220	25,340	21,870	20,600	19,650	信濃国分寺
大屋	34,330	30,880	29,240	26,170	23,090	21,450	20,600	大屋
田中	36,120	32,110	30,490	27,810	24,540	22,690	21,450	田中
滋野	37,320	33,930	32,110	29,240	25,760	23,920	23,090	滋野
小諸	39,910	36,120	34,720	31,710	28,220	26,580	25,340	小諸
平原	41,700	37,720	36,120	33,550	30,060	28,220	26,980	平原
御代田	43,700	39,910	38,120	35,530	32,110	30,490	29,240	御代田
信濃追分	46,280	42,490	40,700	38,120	34,720	33,140	31,710	信濃追分
中軽井沢	47,680	43,700	42,490	39,510	36,120	34,330	33,140	中軽井沢
軽井沢	49,470	45,490	44,290	41,300	37,720	36,120	34,720	軽井沢

単位：円

駅間通学定期旅客運賃表（3箇月）
 （北しなの線）

駅名	妙高高原							
黒姫	17,670	黒姫						
古間	21,320	16,930	古間					
牟礼	29,390	18,470	17,670	牟礼				
豊野	38,190	29,390	24,690	17,670	豊野			
三才	41,470	33,630	29,390	20,040	16,930	三才		
北長野	43,640	36,310	32,690	24,690	17,670	13,860	北長野	
長野	47,340	39,850	37,250	29,390	18,470	17,670	16,930	長野
篠ノ井	61,140	53,650	51,050	43,190	32,270	31,470	30,730	篠ノ井
屋代高校前	64,680	56,750	53,650	46,490	38,490	32,270	31,470	屋代高校前
屋代	66,990	58,720	55,270	48,490	39,710	33,840	32,270	屋代
千曲	71,090	59,970	57,440	51,990	43,190	38,490	33,840	千曲
戸倉	73,430	63,540	59,380	53,650	45,410	40,910	38,490	戸倉
坂城	78,100	68,180	63,540	57,440	51,050	46,490	43,190	坂城
テクノさかき	82,200	72,230	66,990	59,380	52,820	48,490	46,490	テクノさかき
西上田	85,680	75,760	71,090	63,540	56,010	52,820	50,110	西上田
上田	91,520	80,440	76,900	68,180	59,380	56,010	53,650	上田
信濃国分寺	95,630	84,510	80,440	72,230	62,340	58,720	56,010	信濃国分寺
大屋	97,850	88,020	83,340	74,600	65,820	61,140	58,720	大屋
田中	102,950	91,520	86,910	79,270	69,950	64,680	61,140	田中
滋野	106,370	96,710	91,520	83,340	73,430	68,180	65,820	滋野
小諸	113,750	102,950	98,960	90,380	80,440	75,760	72,230	小諸
平原	118,860	107,510	102,950	95,630	85,680	80,440	76,900	平原
御代田	124,560	113,750	108,650	101,270	91,520	86,910	83,340	御代田
信濃追分	131,910	121,110	116,010	108,650	98,960	94,460	90,380	信濃追分
中軽井沢	135,900	124,560	121,110	112,610	102,950	97,850	94,460	中軽井沢
軽井沢	141,000	129,660	126,240	117,720	107,510	102,950	98,960	軽井沢

単位：円

駅間通学定期旅客運賃表（6箇月）
 （北しなの線）

駅名	妙高高原							
黒姫	33,480	黒姫						
古間	40,400	32,080	古間					
牟礼	55,680	35,000	33,480	牟礼				
豊野	72,360	55,680	46,770	33,480	豊野			
三才	78,570	63,720	55,680	37,970	32,080	三才		
北長野	82,680	68,800	61,940	46,770	33,480	26,250	北長野	
長野	89,700	75,500	70,580	55,680	35,000	33,480	32,080	長野
篠ノ井	115,840	101,640	96,720	81,820	61,140	59,620	58,220	篠ノ井
屋代高校前	122,530	107,520	101,640	88,080	72,910	61,140	59,620	屋代高校前
屋代	126,910	111,250	104,710	91,860	75,230	64,110	61,140	屋代
千曲	134,680	113,620	108,820	98,500	81,820	72,910	64,110	千曲
戸倉	139,110	120,370	112,490	101,640	86,030	77,500	72,910	戸倉
坂城	147,970	129,180	120,370	108,820	96,720	88,080	81,820	坂城
テクノさかき	155,740	136,840	126,910	112,490	100,070	91,860	88,080	テクノさかき
西上田	162,330	143,540	134,680	120,370	106,120	100,070	94,940	西上田
上田	173,400	152,400	145,700	129,180	112,490	106,120	101,640	上田
信濃国分寺	181,180	160,120	152,400	136,840	118,110	111,250	106,120	信濃国分寺
大屋	185,390	166,760	157,900	141,330	124,690	115,840	111,250	大屋
田中	195,060	173,400	164,650	150,180	132,520	122,530	115,840	田中
滋野	201,540	183,230	173,400	157,900	139,110	129,180	124,690	滋野
小諸	215,520	195,060	187,500	171,240	152,400	143,540	136,840	小諸
平原	225,190	203,700	195,060	181,180	162,330	152,400	145,700	平原
御代田	235,990	215,520	205,860	191,870	173,400	164,650	157,900	御代田
信濃追分	249,920	229,450	219,790	205,860	187,500	178,960	171,240	信濃追分
中軽井沢	257,480	235,990	229,450	213,360	195,060	185,390	178,960	中軽井沢
軽井沢	267,150	245,650	239,170	223,030	203,700	195,060	187,500	軽井沢

単位：円

別表4 危険品（第161条関係）

品目 番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
1	爆発性 の物	火薬類	火薬	黒色火薬、その他硝酸塩を主とする火薬	銃用火薬	容器・荷造ともの重量が1キログラム以内のもの
				無煙火薬、その他硝酸エステルを主とする火薬		
				過塩素酸塩を主とする火薬		
			爆薬	雷こう、その他の起爆薬	—	
				硝安爆薬	—	
				塩素酸カリ爆薬	—	
				カーリット	—	
				その他の硝酸塩、塩素酸塩又は過塩素酸塩を主とする爆薬	—	
				硝酸エステル	—	
				ダイナマイト類	—	
				ニトロ化合物とこれを主とする爆薬	—	
			火工品	雷管	銃用雷管	振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した400個以内のもの
				実包	銃用実包	弾帯又は薬ごうにそう入し、又は振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した200個以内（競技用の口径0.22インチ以内のライフル銃用実包又は拳銃用実包にあっては800個以内）のもの
				空包	銃用空包	弾帯又は薬ごうにそう入し、又は振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した200個以内のもの
				信管	—	
				火管	—	
				導爆線	—	
				雷管又は火管付薬きょう	銃用雷管付薬きょう	振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した400個以内のもの
				火薬又は爆薬を装てんした弾丸類	—	
				星火を発する榴弾	—	
				救命索発射器用ロケット	—	
				煙火	—	
				がん具煙火	がん具煙火（おもちゃ花火、発炎筒*）、競技用紙雷管及びその他のがん具用軽火工品	容器・荷造ともの重量が1キログラム以内のもの
				競技用紙雷管（大形紙雷管を含む。）		
				導火線	導火線又は電気導火線	容器・荷造ともの重量が3キログラム以内のもの
			電気導火線			
			その他の火工品	—		
			その他	その他、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）で定める火薬類	—	

品目番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
1	爆発性の物	その他爆発性の物	—	ニトログリセリン	狭心症用舌下錠*	容器・荷造とも重量が2キログラム以内のもの
			—	ニトロセルローズ	ラッカー Sprey *	
			—	過酸化ベンゾイル	ニキビ治療薬*	容器・荷造とも重量が3キログラム以内のもの
			—	ジニトロベンゼン		—
			—	ジニトロナフタリン		—
			—	ジニトロトルエン		—
			—	ジニトロフェノール		—
			—	ニトログリコール		—
			—	トリニトロベンゼン		—
			—	トリニトロトルエン		—
			—	ピクリン酸		—
			—	過酢酸		—
			—	メチルエチルケトン過酸化物		—
			—	アジ化ナトリウム		—
			—	その他、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）における危険物「1.爆発性の物」に該当する品目		—
2	発火性の物	マッチ	—	安全マッチ	安全マッチ	容器・荷造とも重量が3キログラム以内のもの
			—	硫化リンマッチ		—
			—	黄リンマッチ		—
		その他発火性の物	—	セルロイド類	ペン、眼鏡*	実重量が300グラム以内のもの
			—	金属カリウム		—
			—	金属リチウム		—
			—	金属ナトリウム（金属ソーダ）		—
			—	カリウムアマルガム		—
			—	ナトリウムアマルガム		—
			—	マグネシウム（粉状箔状又はひも状のものに限る。）		—
			—	アルミニウム粉		—
			—	マグネシウム粉及びアルミニウム粉以外の金属粉		—
			—	黄リン		—
			—	硫化リン		—
			—	赤りん		—
			—	リン化石灰		—
			—	リン化カルシウム		—
			—	ハイドロサルファイト（亜二チオン酸ナトリウム）		—
			—	カーバイド（炭化カルシウム）		—
			—	その他の発火性の物及び製品	油紙（刃物用包装紙等）*	容器・荷造とも重量が5キログラム以内のもの
3	引火性の物	可燃性液体	—	メタノール（メチルアルコール又は木精）	消毒用アルコール*	2リットル以内又は容器・荷造とも重量が2キログラム以内のもの
			—	アセトン	ネイルリムーバー*	
			—	コロジオン	水絆創膏、角質軟化剤*	
			—	ブタノール（ブチルアルコール）	希釈用アルコール*	
			—	松根油	絵具用溶剤*	
			—	テレピン油（松精油）	絵具用溶剤*	
			—	エタノール	消毒用エタノール、除菌スプレー*	

品目 番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
3	引火性 の物	可燃性 液体	—	酢酸	食用酢酸、掃除用酢酸、農業用酢酸*	2リットル以内又は 容器・荷造とも の重量が2キログラム 以内のもの
			—	鉱油原油	皮膚の保護剤、保湿剤、化粧品（ローション、クリーム等）*	
			—	アルコール（変性アルコールを含む。）	酒類*	
			—	揮発油	—	—
			—	ソルベントナフタ	—	—
			—	コールタール軽油	—	—
			—	ベンゼン（ベンゾール）	—	—
			—	トルエン（トルオール）	—	—
			—	キシレン（キシロール又はザイロール）	—	—
			—	二硫化炭素	—	—
			—	酢酸ビニルモノマ	—	—
			—	エーテル	—	—
			—	クロロシラン	—	—
			—	アセトアルデヒド	—	—
			—	パラアルデヒド	—	—
			—	ジエチルアルミニウム	—	—
			—	モノメチルアミン	—	—
			—	トリメチルアミンの水溶液	—	—
			—	ジメチルアミン	—	—
			—	ピリジン	—	—
			—	酢酸アルミ	—	—
			—	酢酸エチル	—	—
			—	酢酸メチル	—	—
			—	義酸エチル	—	—
			—	プロピルアルコール	—	—
			—	ビニルメチルエーテル	—	—
			—	臭化エチル（エチルプロマイド）	—	—
			—	酢酸ブチル	—	—
			—	フーゼル油	—	—
			—	灯油（石油）	—	—
			—	軽油（ガス油）	—	—
			—	重油（バンカー油、ディーゼル重油）	—	—
			—	ガソリン	—	—
			—	ニトロベンゼン（ニトロベンゾール）	—	—
			—	ニトロトルエン（ニトロトルオール）	—	—
			—	エチルエーテル	—	—
			—	酸化プロピレン	—	—
			—	ノルマルヘキサン	—	—
		—	エチレンオキシド	—	—	
		—	酢酸ノルマル-ペンチル	—	—	
		—	イソペンチルアルコール	—	—	
—	メチルエチルケトン	—	—			
		その他	—	その他の引火性の物及びその製品	ペンキ*	2リットル以内又は 容器・荷造とも の重量が2キログラム 以内のもの

品目番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
4	可燃性のガス	高圧ガス	圧縮ガス	酸素ガス	酸素ボンベ、酸素缶*	医療用又は携帯用酸素容器に封入した酸素ガスで2本以内のもの
				炭酸ガス（二酸化炭素）	消火器	消火器内に封入した炭酸ガスで2本以内のもの
					炭酸ガスカートリッジ*	2リットル以内又は容器・荷造とも重量が2キログラム以内のもの
				天然ガス	プロパンガス*	
				水素ガス	水素ガス吸入器*	
				窒素ガス	窒素ガスボンベ*	
				オゾン	オゾン発生器*	
				ヘリウム	ヘリウムガス*	
				ネオンガス	ネオン管*	
				アセチレンガス	—	
				硫化水素ガス	—	
				一酸化炭素ガス	—	
				石炭ガス	—	
				水性ガス	—	
				空気ガス	—	
				アンモニアガス	—	
				塩素ガス	—	
				亜酸化窒素ガス（笑気ガス）	—	
			ホスゲンガス	—		
			アルゴン	—		
			エタン	—		
			エチレン	—		
			メタン	—		
			その他の圧縮ガス及びその製品	—		
			液化ガス	液体炭酸	消火器	消火器内に封入した炭酸ガスで2本以内のもの
				液化プロパン	プロパンガス*	2リットル以内又は容器・荷造とも重量が2キログラム以内のもの
				フロン-12	エアゾール噴射剤、エアコンガス*	
				フロン-22	エアゾール噴射剤、エアコンガス*	
				ブタン	ライター、カセットガスボンベ*	
				液体空気	—	
				液体窒素	—	
				液体酸素	—	
液体アンモニア	—					
液体塩素	—					
液体亜硫酸	—					
液化シアン化水素（液体青酸）	—					
塩化エチル	—					
塩化メチル（メチルクロライド）	—					
液化酸化エチレン	—					
塩化ビニルモノマ	—					

品目 番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
4	可燃性 のガス	高圧 ガス	液化 ガス	液体メタン	—	
				その他の液化ガス及びその製品	—	
5	酸化性 の物	塩素酸 塩類	—	塩素酸ナトリウム（塩素酸ソーダ）	—	
			—	塩素酸カリウム	—	
			—	塩素酸バリウム（塩酸バリウム）	—	
			—	塩素酸カルシウム	—	
			—	塩素酸ストロンチウム	—	
			—	塩素酸アンモニウム	—	
			—	その他の塩素酸塩類	—	
		過塩素 酸塩類	—	過塩素酸アンモニウム（過塩素酸アンモ ン）	—	
			—	過塩素酸カリウム	—	
			—	過塩素酸ナトリウム	—	
			—	その他の過塩素酸塩類	—	
		過酸化 物	—	過酸化ナトリウム（過酸化ソーダ）	—	
			—	過酸化カルシウム	—	
			—	過酸化マグネシウム	—	
			—	過酸化バリウム	—	
			—	過酸化亜鉛	—	
			—	過酸化カリウム	—	
			—	その他の無機過酸化物	—	
		硝酸 塩類	—	硝石（硝酸カリウム）	肥料*	容器・荷造とも重量が2キログラム以 内のもの
			—	硝酸アンモニウム（硝酸アンモン又は硝 安）	—	
			—	硝酸ナトリウム	—	
			—	その他の硝酸塩類	—	
		亜塩素 酸塩類	—	亜塩素酸ナトリウム	漂白剤*	密閉した容器に収納 し、且つ、破損する おそれのないよう荷 造した0.5リットル以 内のもの
			—	その他の亜塩素酸塩類	—	
		次亜塩 素酸 塩類	—	晒粉（次亜塩素酸カルシウム）	—	
			—	その他の次亜塩素酸塩類	漂白剤*	密閉した容器に収納 し、且つ、破損する おそれのないよう荷 造しているもので、 液体は1リットル以 内、固体は重量が0.5 キログラム以内のも の
		その他 酸化性 の物	—	過硫酸アンモニウム	—	
			—	過硫酸カリウム	—	
—	過硫酸ナトリウム		—			
—	三酸化クロム（無水クロム酸）		—			
—	その他の酸化性の物及び製品		—			
6	放射性 の物	放射性 物質等	—	放射性同位元素等並びに核原料物質、核 燃料物質及びこれらに汚染されたもの	—	
7	その他 危険物	毒物・ 劇物	—	硫酸	バッテリー液*	密閉した容器に収納 し、且つ、破損する おそれのないよう荷 造した0.5リットル以 内のもの
			—	塩酸	トイレ用強力洗浄剤 *	
			—	硝酸	—	

品目 番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
7	その他 危険物	毒物・ 劇物	—	塩化スルホン酸（塩化スルフルルを含む。）	—	—
			—	沸化水素酸	—	—
			—	硫酸ジメチル（ジメチル硫酸）	—	—
			—	フェロシリコン	—	—
			—	塩化硫黄	—	—
			—	クロルピクリン	—	—
			—	四エチル鉛	—	—
			—	クロロホルム	—	—
			—	臭素（ブロム）	—	—
			—	ホルマリン	—	—
			—	その他、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）で指定されている毒物及び劇物	—	—
		—	その他、毒物及び劇物取締法で指定されている毒物及び劇物を使用した製品（薬液を入れた鉛蓄電池など）	バッテリー*	薬液を入れた鉛蓄電池で、堅固な木箱に入れ、且つ、端子が外部に露出しないように荷造したもの	
		農薬	—	硫黄剤	農薬取締法（昭和23年法律第82号）の適用を受ける農薬	拡散用高压容器に封入した農薬で2本以内のもの
			—	除虫菊剤		
			—	燐剤		
			—	DN剤		
			—	燻蒸剤		
			—	殺鼠剤		
			—	除草剤		
			—	展着剤		
			—	銅剤		
			—	水銀剤		
			—	ホルマリン剤		
			—	ジネブ剤		
			—	石灰剤		
			—	砒素剤		
			—	ニコチン剤		
			—	ゲリス剤		
			—	BHC剤		
		—	DDT剤			
		—	鉍油剤			
		—	その他、農薬取締法（昭和23年法律第82号）の適用を受けるもの			
		その他 危険物	—	生石灰（酸化カルシウム）	乾燥剤*	破損するおそれのない容器に密閉した1個の重量が20キログラム以内のもの
—	塩化アセトフェノン（クロルアセトフェノン）		催涙スプレー*	容器・荷造とも重量が3キログラム以内のもの		
—	低温焼成ドロマイト		—	—		
—	塩化リン		—	—		
—	臭化ベンジル		—	—		
—	四塩化チタン	—	—			

（注1）「適用除外の物品」欄中「物品」欄に*印が記載されているものは、日常の用途に使用する小売店等で通常購入可能な製品を適用除外とするものであり、その例を示しているものである。（注2）農薬取締法（昭和23年法律第82号）の適用を受けない農薬は、危険品に該当しない。

別表5 一時預り料（第153条、第155条関係）

駅名	一時預り料
軽井沢駅	700円
小諸駅	500円
上田駅	500円
戸倉駅	500円
屋代駅	500円
豊野駅	500円